

Title	自由党静岡事件裁判小考
Sub Title	A Brief study on the trial of Shizuoka Jiyūtō Case
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.5 (1967. 5) ,p.1- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670515-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670515-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 自由党静岡事件裁判小考

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 静岡事件の概要
- 三 静岡事件の裁判
- 四 むすび

## 一 はしがき

岳南自由党の鈴木音高、湊省太郎等が、遠陽自由党の中野二郎三郎、山田八十太郎等と結び、明治政府打倒、高官暗殺の陰謀を企て、明治十七年一月以降、約二カ年にわたり、その軍資金集めのための強盗を静岡周辺で行い、東京重罪裁判所において主として強盗傷害の罪名で処断されたのが、いわゆる自由党静岡事件である。

従来の自由民権運動関係の文献で、この事件を伝えるものは、かなり多い。戦前のものとしては、例えば関戸覚蔵「東陲民権史」(明治三十六年)<sup>(1)</sup>、田岡嶺雲「明治叛臣伝」(明治四十二年)<sup>(2)</sup>、「自由党史」(明治四十三年)<sup>(3)</sup>、齋藤熊蔵「日本政党発達史」

(大正六年)<sup>(4)</sup>、伊藤痴遊「明治裏面史・続篇」(大正十三年)<sup>(5)</sup>、静岡県警察部「静岡県政党史沿革誌」(大正十五年)<sup>(6)</sup>、「伊藤痴遊全集」第九卷(昭和四年)<sup>(7)</sup>、油井熊蔵「秩父事件と其前後」(昭和十年)<sup>(8)</sup>、鈴木清節「三河憲政史料」(昭和十六年)<sup>(9)</sup>などが、その主なるものである。また、小冊子ではあるが、同事件のみを取扱つたものに、佐野潔「静岡事件の回顧」(昭和三年)<sup>(10)</sup>もあつた。

終戦後、明治自由民権運動史の研究は、とくに活潑となつたので、そうした文献の中で同事件にふれているものもすくなくない。例えば田中惣五郎「日本の自由民権」、安東重起「自由民権の犠牲者」、鈴木安蔵「自由民権」、前田蓮山「自由民権時代」<sup>(14)</sup>などがそれである。また、辞典類の中にも、静岡事件を独立の項目として取りあげているものがある。「世界大百科辞典」<sup>(15)</sup>、「日本歴史大辞典」<sup>(16)</sup>、「日本近代史辞典」<sup>(17)</sup>などである。

最近の特殊研究の主なるものとしては、事件の社会経済史的基盤を解明した原口清「静岡事件の社会的背景」、事件当時、静岡で発行されていた静岡大務新聞の同事件に対する動向を考察した住谷申一「静岡事件と大務新聞」、事件関係者の一人である小池勇の伝記の研究から同事件を追求した村上貢「静岡事件の一考察」、静岡事件参画者小池勇の半生<sup>(20)</sup>、事件関係者の北海道集治監での動静を考証した供野友吉「北海道へ送獄された人々」、北海道で獄死した原と湊「静岡、名古屋事件の人たち」<sup>(21)</sup>などがあり、また静岡地方の出版物では、滝静雄「静岡警察裏面史」、県勢研究会編「静岡社会文化史」、桜井信太郎「近世見聞・新静岡物語」<sup>(24)</sup>などにも、事件の梗概もしくはその一端が述べられている。

そのほか、新聞連載実話、小説風の読物類として、古くは明治二十七年の都新聞に連載された「国事探偵」<sup>(25)</sup>あるいはまた大正十五年の静岡新報に連載された「明治政史・静岡事件」<sup>(26)</sup>があり、最近では、尾崎光暉「岳南自由党と静岡事件遺聞」<sup>(27)</sup>、山雨楼主人(村本喜代作)「慶安騒動と静岡事件」<sup>(28)</sup>、さらに明治百年を記念して書かれた毎日新聞静岡版の「静岡事件」<sup>(29)</sup>などがある。この中、「国事探偵」は、また事件関係者が服役中の時期に、その検挙に当つた警視庁係官の談話をもとにして書かれたものであり、また「明治政史」は、当時存命中の関係者の一人である鈴木辰三から資料の提供をうけたものであるだけ

に、いずれも読物ではあるが他にみられない貴重な素材をふくんでいる。「慶安騒動と静岡事件」は、静岡郷土史界の長老の筆になるものとて、これまた講談調の実録として軽視するわけにはいかない。

このように、静岡事件関係の文献は、これを他の自由党関係暴動事件のそれと比較して、決してすくなくない。それにもかかわらず、現在の学者によつて「静岡事件——それは『明治叛臣伝』や『自由党史』にわずかに書かれている程度で、今日まで少しも分析されないままにおかれている」と指摘されるのはなぜか。それは、これまでのところ、静岡事件を全般的に採りあげ、事件の背景、規模、推移、そしてまた裁判の経緯などを詳細に検討した論考はまだあらわれず、自由民権運動史の一部として静岡事件が取扱われる場合、それに関する記述は、「東陞民権史」「明治叛臣伝」「自由党史」の記事から、ほとんど一步もぬけていないからである。原口氏の前掲論文は、きわめて意欲的な研究ではあるが、事件周辺の事情の考察にとどまり、事件そのものの究明はなされていない。要するに、静岡事件の研究は、他の自由党関係暴動事件のそれと比較して著しい立ちおくれがみられるのである。

前にも述べたごとく、むしろ読物風の文献の中には、素材的に注目すべきものがあるにも拘らず、それらは、自由民権運動史の研究者によつては、全く無視されるかまたは全くみのがされている。静岡事件の解明が、いまもつて明治時代出版された「自由党史」などの線に低迷しているのは、そうしたことも一つの原因であろう。

本稿は、静岡事件の全般的な究明を試みるものではなく、ただその裁判がどのような経過にて行われたか、そしてまたどのような問題点があつたかを考察するのが目的である。他日、静岡事件の総合的研究が行われる場合、なにほどの参考となるならば、私としては望外の幸である。しかし、東京地方裁判所検事局（現在の東京地方検察庁）所蔵の裁判関係書類が戦災によつて失われた現在、公文書の披見はほとんど不可能であり、それがため利用できるのは、主として前掲読物類に散見する資料のみにすぎず、定に不十分な考証しかなしえないのは甚だ残念であるが、止むをえない。本稿を「裁判小考」と題

した所以である。

- (1) 関戸寛蔵「東陞民権史」(明治三十六年)・五八四頁以下。
- (2) 田岡嶺雲「明治叛臣伝」(青木文庫版)・一一八頁以下。
- (3) 「自由党史」(岩波文庫版)下巻・一一九頁以下。
- (4) 斎藤熊蔵「日本政党発達史」(大正六年)・一三三頁以下。
- (5) 伊藤痴遊「明治裏面史・続編」(大正十三年)・三二六頁以下。伊藤仁太郎氏は事件関係者の一人であるから、講談読物でも、その内容は貴重である。
- (6) 静岡県警察部「静岡県政党史」(大正十五年)前編・七頁以下。同書は、県警察部高等課が部内に配布した資料である。
- (7) 「伊藤痴遊全集」第九巻(昭和四年)・二九〇頁以下。
- (8) 油井熊蔵「自由党史・秩父事件と其前後」(昭和十年)・三三九頁以下。
- (9) 鈴木清節「三河憲政史料」(昭和十六年)・一四八頁以下。
- (10) 佐野潔「静岡事件の回顧」(昭和三年・東京静岡県人社刊)・全二五頁。著者は静岡出身の弁護士である。
- (11) 田中惣五郎「日本の自由民権」(昭和二十二年)・一八三頁以下。なお、田中氏が戦前の信濃毎日新聞に連載された(昭和九年六月二日から十年四月二十五日まで二五九回)「自由党暴動時代」は、読物風のものではあるが、非常に詳しい自由党暴動事件の研究である。その「はしがき」によると、静岡事件の部は、当時まだ生存していた鈴木辰三の回顧談を材料にして書く予定としておられる。しかし、同稿は序論と福島事件の部だけで中絶、静岡事件にまで筆が及んでいない。福島事件の記述から推測して、もしも静岡事件が書かれていたとすれば、種々の新事実が明るみにでたことと思われる。寔に惜しむべき中断であった。
- (12) 安東重起「自由民権の犠牲者」(昭和二十二年)・一五七頁以下。
- (13) 鈴木安蔵「自由民権」(昭和二十三年)・四四二頁以下。
- (14) 前田蓮山「自由民権時代」(昭和三十六年)・二八一頁以下。
- (15) 「世界大百科辞典」第十三巻(昭和三十二年)・一二四頁。執筆者は大江志乃夫氏である。
- (16) 「日本歴史大辞典」第九巻(昭和三十三年)・二四七頁。執筆者は原口清氏である。
- (17) 「日本近代史辞典」(昭和三十三年)・二四〇頁。執筆者は長谷川昇氏である。
- (18) 原口清「静岡事件の社会的背景」・「民権運動の展開」・明治史研究叢書第二期第三巻(昭和三十三年)・三〇頁以下。
- (19) 住谷申一「静岡事件と大務新聞」・同志社人文学第五〇号(昭和三十五年)・四四頁以下。同論文は連載の筈のところ、一回限りの未完結で

終っている。

なお、静岡大務新聞は、明治十六年に静岡新聞が改題したもので、同十八年、函右日報を合併、明治二十年前後には、県下に隆盛を誇つた新聞であり、「大務」はタイムズの「タイム」と語呂を合せたものである（萩田長太郎稿、安本博編「静岡新聞小史」・静岡市史研究紀要第一号・四頁、六頁）。

(20) 村上貢「静岡事件の一考察」・郷土史研究第七号（岐阜県土岐商業高校・昭和四十一年）・二二頁以下、「静岡事件参画者小池勇の半生」（二完歴史評論昭和三十八年六月号・六一頁以下、八号・六八頁以下。なお、岐阜県高校社会科教育研究会多治見支部郷土史部会の名で発表された「自由民権新史料・小池勇自叙伝」(一)二完（歴史評論昭和三十二年十月号・七三頁以下、十一月号・四七頁以下）の「あとがき」も、村上氏の執筆である。そのほか、同氏には、「小池勇関係史料——自由民権運動を中心として」（明治史研究叢書の「第一号・三頁以下）、「静岡事件参画者小池勇の明治十九年日誌」（郷土史研究第六号・昭和四〇年・二三頁以下）もあり、また「岐阜県における自由民権運動の一断面」（岐阜県高校社会科教育研究会々報第四号・一頁以下）においても、小池と静岡事件の關係に論及されている。

(21) 供野友吉「北海道へ送獄された人々」・北海道地方史研究第一四号（昭和三十年）・一六頁以下。「北海道で獄死した原と漢」・同前第三九号（昭和三十六年）・一〇頁以下、「静岡、名古屋事件の人たち」・同前第四四号（昭和三十七年）・一五頁以下。

(22) 滝静雄「静岡警察裏面史」（昭和四十一年）・四〇頁以下。

(23) 「静岡社会文化史」（昭和三十年）下巻・五九頁以下。同書には、静岡事件の社会的背景の記述はあるが、事件そのものの説明は全く存在せず、静岡社会史の著作としては奇妙な印象をうける。

(24) 桜井信太郎「近世見聞・新静岡物語」（昭和三十七年）・四六頁以下。

(25) 都新聞の明治二十七年一月二十三日から五月十日まで八十六回に亘つて連載された「探偵叢話其二十三・国事探偵」である。その「前書」には、「時節柄、謂ゆる国事探偵政事探偵は面白からんとのお望みありたれば、二三老練探偵に就き搜り調べたるに、第一番に得たるは……静岡事件なり」。「事件は世人の皆知る如く裁判落着の上は、常事犯として其共謀者は今猶ほ現に獄中にあるなり。然れども是れ裁判落着の上のことにして、落着當時までは、探偵も国事犯として探偵し、法官も国事犯として審問したるなり……成るべくは主謀者関係者の姓名も其ままだに記したく思へども、中には真実なる憂国正義の志士もあり、又彼の紳士志士面して其実犬となり、スパイとなり、友を売る奴輩の如き、其化の皮をヒン剥ぎやるは愉快にはあれども、元々事実の面白さを示すのみが、編者の探偵叢話を綴る当初の趣意にして、為めに現存せる人々を恥かしむるが如きは本旨にあらざれば、探偵の姓名を仮名にすると同時に、主謀者関係者の姓名も、正邪の別なく悉く仮名にすることにせり」とある。そして、姓名のみならず、年月日もすべて架空のものに置き変えられている。第八十六回（同年五月十日号）は、警視庁で一斉検挙の手配をする場面であるが、その回を最後として連載は打ち切れられ、何等のことわり記事も載っていない。物語はかなり潤色されているが、なお事実の機微にふれる個所もあるので、警視庁によつて掲載が差し止められたものと思われる。なお、同稿の筆者は明記されていないが、同紙記者高谷

為之である(大正二年五月十日・都新聞所載の同氏計報参照)。高谷氏は警視庁の警官から明治二十五年同社に入り、約十二年在职、多くの探偵実録物を発表した人である。この計報は、明治大正の新聞広告史を研究しておられる藤田幸男氏の御教示による。その御厚意を謝す。

(26) 静岡新報の大正十五年二月三日から七月一日まで前後編合せて百二十回に亘る連載読物で「明治政史・静岡事件」と題され、筆者名は「竜西」となっている。社内の記者の筆名と思われるが、その人を確めえない。その序言には「今や当時の人々が多く古人となり、此事件は材料の蒐集に頗る困難を感じたのである。浜松の沢田寧、久野幸太郎の諸氏に負う所もある。伊藤痴遊氏に教へられた点も尠くない……安倍川町の川上たき女に得た材料も有力なものであつた」と述べているが、連載途中の二月十四日号に「静岡事件に就き読者諸君に告ぐ」という特別記事を載せ「最近函らずも、同事件の頭目たりし鈴木辰三氏が、東京芝白金丹波町に今尚は鏝鏢として余生を送つて居ると聞き、直に上京して親しく同氏を訪問した所、十余時間に亘る事実談と併せて、当時の予審調書(予審決定言渡書であらう——手塚註)、判決言渡書等有力にして確実な材料を多数得て帰岡しましたので、更に一段の確信と興味とを以て筆を執つて居ります。既に本記事は五十余回脱稿して居りますが、これに対しても一々訂正増補して行くつもりです」といつている。これにより素材の出所は明らかである。因みに沢田寧は事件当時、浜松に居た自由党系の有力代理人で、一時は関係者の一人といわれたこともある人、久野幸太郎は自由党名古屋事件の関係者で、出獄後、名古屋から浜松へ移り、晩年浜松の歌舞伎株式会社社長となり、また質屋も経営して相当の資産家となつていた人、さらに川上たきは、事件当時、静岡の名妓小勝として知られていた人で、事件関係者と密接な交渉があつた。

(27) 尾崎光暉「岳南自由党と静岡事件遺聞」・「尾崎光暉遺稿集」(昭和二十九年)・九七頁以下。

(28) 山雨楼主人(村本喜代作)「慶安騒動と静岡事件」(昭和三十四年)・六一頁以下。なお、村本氏が発行されている静岡の郷土雑誌「うわざ」には「静岡事件関係者清水高忠——北海道集治監での史料」(昭和三十八年九月号・一一頁以下)が発表されている。

(29) 「明治百年静岡県の歩み(五四、五五)・静岡事件」・昭和四十一年十月二十五日、十一月一日・毎日新聞静岡版。

(30) 原口・前掲静岡事件の社会的背景・前掲明治史研究叢書・三三頁。

## 二 静岡事件の概要

静岡事件は岳南自由党と遠陽自由党の有志が合体して計画したものであつた。事件前の東海道中部における自由党の状況を、伊藤痴遊氏は、次のように述べている。<sup>(1)</sup>

箱根から西の方へ、東海道に沿ふて、大小様々の都会がある。何れの地に行つても多少の自由党はあつて、相当の勢力は占めて居た。

其中で、静岡にあつたのが岳南自由党、浜松にあつたのが遠陽自由党、岡崎にあつたのは岡崎自由党、其他にも沢山あつたけれど、兎に<sup>(1)</sup>、此三方面の自由党が、最も能く活動したのである。岡崎には国島博と云ふ男が居て、それが首領株で、相当の勢力を有つて居た。浜松には山田八十太郎、中野次郎三郎、<sup>(2)</sup>沢田寧等と云ふ連中が居て、岡崎のよりは一層の勢力があつた。それから静岡には鈴木音高、前島豊太郎、湊省太郎、広瀬重雄(戴重雄——手塚註)、是等の連中が羽翼を張つて、岳南自由党の名は、中央へも強い響を有つて居た位である(中略)。

岡崎の自由党には、国島の外に、後藤文一郎、福岡精一の二人が居た。其他にも相当な人物はあつたけれど、どちらかと云へば、漸進主義の人で、余り激しい運動には同意をしなかつたけれども、遠陽自由党の方には山田と中野が居て強烈な革命思想を有つて居たから、どうしても岳南自由党の方へ、近付いて行くのが当然のことであつて、鈴木の一派と、此連中が遠く連絡を執つて、愈々事を起す、と云ふことになつたのである。

ここにでている岳南、遠陽両自由党の人々の中、前島、沢田をのぞき、他はすべて静岡事件によつて処刑された人々である。静岡における自由民権運動の先駆は、明治十二年十一月、前島豊太郎が創立した静岡社である。<sup>(2)</sup> つづいて十四年四月、前島は攪眠社を起し、十月から「東海暁鐘新報」<sup>(3)</sup>を發行して自由民権思想を唱えた。しかし、十月八日の静岡小川座の演説で、前島が讒謗律(明治八年六月二十八日)違反に問われ、十二月二十三日、静岡裁判所で禁獄三年罰金九百円の刑の宣告をうけ、上告も容れられず、翌十五年三月二十七日、大審院の上告棄却によつて刑が確定、<sup>(4)</sup>下獄したので、彼の声望はおちた。前島の下獄前後の頃、その傘下の一人であつた土井光華が中心となつて岳南自由党が結成され、県下の名士も多数それに加盟したのである。<sup>(5)</sup> 静岡事件当時の同党の中心人物は、前掲伊藤談にあるごとく、鈴木音高らであつて、幹部級だけでも約六十余名の同志が集まつていたといわれる。<sup>(6)</sup> 攪眠社の社主は、前島豊太郎の入獄後、弟の格太郎がそれに就任、<sup>(7)</sup>彼もまた岳南自由党の有力者であつた。遠陽自由党は、前島豊太郎の同志であつた中野二郎三郎が、遠州方面に勢力を伸ばすために浜松へ転居し、沢田寧、鈴木貫之らと共に結成したもので、その創立は十五年八月十三日であつた。<sup>(8)</sup>

遠陽自由党と岳南自由党は、いわば双生児であり、両者が密接に合流して同一陰謀を企てたのも、決して故なしとしない。



静岡事件の発端は、明治十六年の秋、外遊から帰つた自由党総理板垣退助が、党の方針として漸進、穩健主義を唱えたのに対し、岳南自由党の鈴木音高はそれを潔しとせず、板垣の意向に正面から反対し、憤然として静岡へ帰り、直ちに「暗殺一本槍」の政府顛覆策を練り、十一名ずつを一組とする「五番手」までを組織する計画を立案、同時に鈴木が板垣の写真に「訣別の詩」を書いて送り返し、絶交を宣した時点であつたといふ説がある。<sup>(9)</sup>しかし、十七年三月十三日、東京で開かれた自由党春期大会に、鈴木は出席しているから、<sup>(10)</sup>その前年に板垣と絶交したということには、疑問がもたれる。前掲明治政史は、板垣、鈴木絶交の件を、十七年の秋としてゐる。<sup>(11)</sup>伊藤痴遊氏の説も同様である。<sup>(12)</sup>自由党の解党は同年十月二十九日であり、当時すでに鈴木一派の軍資金集めの強盗は頻々<sup>(13)</sup>と行われていたから、その頃ならば、板垣の漸進論と鈴木<sup>(13)</sup>の急進論とが衝突し、両者が絶交したことも十分考えられる。すると、十一人ずつの五組合計六十六人を以て暗殺隊を組織する鈴木<sup>(13)</sup>の計画が練られたのは、十七年の秋であつたとみなければならぬ。

しかし、鈴木一派の計画は最初から暗殺をめざしたのではなく、当初は大がかりな挙兵計画をもつていたようである。<sup>(14)</sup>前掲自由党史は這般の事情を、次のように述べてゐる。

政府の暴圧は日一日に加はり、同志の集会条例違反、官吏侮辱罪に問はるゝ者多く、皆な以為らく、今日の政府によつて憲政の樹立を望むは木に縁つて魚を求むるの類のみ。従来政府の行動を以てすれば、廿三年の国会開設は到底信を置くに足らず、是故に如かず、先づ専制政府を顛覆して、完美なる立憲政体を樹立せんにはと。然れども彼等は僅々一地方の暴発は、以て軍隊と警察力とを有せる政府に抗するに足らざるを思ひ、広く天下の同志を糾合するの必要を感じざるもの、是に於てか、一般的大動乱の陰謀成れり。

即ち黨員各々部署を定めて、各地の自由黨員と謀を通じ、山岡（鈴木音高——手塚註）は茨城に至りて富松（正安、加波山事件関係者——手塚註）に会し、藪（重雄——手塚註）、村上（佐一郎——手塚註）等は大阪事件の内藤六四郎と通じ、宮本（鏡太郎——手塚註）は加波山激拳の平尾八十吉と通じ、又た飯田事件の村松愛蔵、八木重治、名古屋事件の奥宮健之、久野幸太郎、塚原九輪吉等と共に暗に気脈を通ぜり。而して当時茨城、栃木、宮城、秋田、福島の間には、福島、栃木の暴圧を動機として、東北的大動乱の陰謀あり。彼等は仙台の鎮台を襲ふて之を奪取し、以て之に抛り、政府顛覆の計を画せんとしたるも、加波山の激拳の期に先つて起りしが為めに機を誤り、同

志離伏して時期の臻るを俟ちつゝありしが、静岡同志の陰微なる運動は、又た是にも及びたるなり（中略）。幾くも無くして十七年九月に加波山の激挙あり、次で秩父の暴動、飯田、名古屋の獄相尋で起り、十月には自由党の解党するあり、全国的大動乱を目的とする所の挙兵主義は、終に暗殺主義に變ずるの已むなきに至れり。

伊藤痴遊氏もまたそうした事実を肯定して次のように述べている。<sup>(15)</sup>

此の連中の計画は、全国の黨員と歎を通じて、所在一時に蜂起して、目的を遂げようといふのであつた。鈴木は、関東各地を抜擢して、或は群馬の宮部一派（襄——手塚註）、或は茨城の富松一派と幾度か秘密会を續けて、頻りに事件の進捗を図つた。

前掲明治叛臣伝によると、鈴木が富松らと連絡したのは「丁度明治十七年の春」であつたとしている。当時各地に続出した自由党関係諸暴動事件が、一連の「一般的大動乱」の部分的暴発であつたかどうかについては、現在の自由民権運動史研究においても、まだ定説はないが、終戦後発表された「小池勇自叙伝」などによつてそれを肯定する村上眞氏の説に、私は賛成したい。

こうした「一般的大動乱」も、その計画が熟せざる間に、各地において個別的暴動事件が勃発したため遂に挫折した。それがため鈴木一派の計画も止むを得ず、暗殺主義へと轉換したのである。<sup>(19)</sup>

なお、鈴木一派の計画の中に、結果的には失敗したが、徳川旧將軍の擁立策があつたことを忘れてはならない。この策略は、鈴木と中野の謀議によるものであつた。当時、旧將軍家は静岡に閑居し、多くの旧幕臣は、藤枝の田中、榛原郡の金谷原、遠州の三方ヶ原などで農業を営んでいた。この中、鈴木が注目したのは、金谷原の旧幕臣である。ここには、松平源次郎のひきいる元勤番組三十余名、中条順之助（景昭）のひきいる元新番組（幕府時代の精銳隊）六十余名が定住していた。<sup>(20)</sup> その中心人物は中条であつた。一説では、中条は二百名の旧幕臣を輩下にもつて、千四百町歩を開墾していたともいわれる。<sup>(21)</sup> 十七年秋、鈴木は松平を通じて中条を勧誘したが、彼は同意せず、計画は不成功に終つた。前掲自由党史も「当時静岡に在

りし徳川慶喜を擁立し、其旧臣の農に帰して金谷ヶ原に在る者をして、之が用を為さしめんと謀りしも、累を旧主に及ぼすを恐れて之に反対する者ありしが爲めに果さず<sup>23)</sup>と述べている。自由民権思想を掲げた革新運動の中心に、旧將軍を据えんとしたことは、もちろん旧幕府体制の復活を企図したわけではなく、それにより王政復古に不平を抱く旧幕臣を懐柔、煽動し、彼等の人数とその武力を利用する方策にすぎなかつたと思われる。しかし、旧旗本の二男であつた鈴木音高の胸中には薩長の政府を打倒した後、旧將軍並びに旧幕臣をふたたび政治の表面に——幕政時代とはちがつた形ではあるが——押し出す考慮が全く去来しなかつたとはいひきれないであらう。

以上に述べたごとく、鈴木一派の計画は、最初の「一般的大動乱」から暗殺主義へと転換したが、いずれの手段を採るにもせよ、彼等に必要なのは軍資金であつた。その調達方法として考えたのが強盜である。そうした計画は、何時、誰によつて提案されたかは明らかでない。十六年十一月下旬、鈴木と中野が期せずして一致した謀議であつたともいわれるし、また、十七年一月の頃、湊が真野真悠と相談し、鈴木がそれに賛成したという説もある<sup>25)</sup>。要するに、十七年一月前後の頃から、鈴木一派が軍資金調達の方法として強盜を計画し、同年二月頃からその実行に入つたことだけはたしかである。強盜という手段は、単に軍資金集めのためのみでなく、一派の者に破廉恥罪を犯さしめ、同志からの脱落と秘密の漏洩をふせぐためでもあつた。

判決の結果によると、強盜十件、強盜未遂六件で、強奪金の合計金四百八十八円三十錢他に物品若干となつてゐるが、実際には「強盜の数は五十余回約六十回に達し<sup>26)</sup>」「資金調達は僅に総計五百円位<sup>27)</sup>」と伝えられている。このくいちがいについて、前掲明治政史の筆者は「之れを……当時の張本人である鈴木辰三氏について訊すと、裁判所や警察に於ける取調べに対しては被告悉くが一切口を緘して語らぬ事にして、問はるゝまゝに返事をし出来る限りは『知らぬ存ぜぬ』の一点張りで通したので、寧ろ裁判所の調書の方が不完全であるとの事であつた<sup>28)</sup>」と述べている。しかし、それだけの強盜を行つて調達した金

額も、所詮、革命の軍資金としては、寔に不十分なものであつた。当初、中野が目標とした金額は、一万六千円乃至二万円であつたともいわれる。<sup>(29)</sup> この目標と現実の調達とは余りにもかけはなれていた。このことも、鈴木一派の方策が、拳兵主義から高官暗殺主義——それは比較的経費がかからない——へ変つた一つの原因と考えられる。<sup>(30)</sup>

次に、裁判の経過にあらわれた鈴木一派の犯罪行為、すなわち強盗事件と若干の関連犯罪、そしてまた彼等の犯した強盗事件といわれているが（推定されるものを含む）、裁判においては採りあげられていないものなどの一覧表を掲げよう。

前註(1) 本表は、予審終結言渡書、公訴状、判決書を基礎とし、前掲明治政史の記事、当時の静岡大務新聞などを参照して作成した。事實はすべて年代順である。

(2) 罪名欄の強盗は、「持兇器強盗（明治十五年刑法第三七九条、以下、旧刑法と略称する）が多いが、すべて「強盗」と略称した。

(3) 予審終結言渡書、公訴状、判決書にでていない強盗事件で、彼等の犯行と推定されるものを、当時の静岡大務新聞の記事から選びだして掲げた。選定の基準は、明治十七年一月から十九年六月までの期間に、彼等の行動範囲内で発生した二人組以上の強盗事件で、犯人未逮捕と思われるものである。しかし、当時、強盗事件は全国的に非常に多く、静岡県下でも十七年前半六カ月間の「押込」軒数は九十七軒に達している（明治十七年九月二十五日・静岡大務新聞所載の「本県警察報告」による）。それにも拘らず、新聞で報道されている強盗事件はその半分にも達しない。そのため、静岡大務新聞の記事から、彼等の犯行と思われるものを選びだしても、分量的には不十分であり、また、単なる推測にもとづく摘出であるから、彼等の犯行と断定するには余りにも不正確である。したがつて、本表におけるこの種の犯罪事實は一応の「推定」としてのみ、参照願いたい。

(4) 前掲明治政史の中には、予審終結言渡書、公訴状、判決書にはでていない犯罪事實を記載しているので、それも掲げた。

(5) 予審終結言渡書は、前掲明治政史所載（大正十五年五月二十三日、二十五日、二十六日、二十七日・静岡新報）のものによる。公訴状は、明治二十年七月四日、五日・時事新報所載のものによる。また、判決書は、前掲明治政史所載（大正十五年六月二日、三日、四日、五日・静岡新報）のもの（拙稿「自由党静岡事件判決書——統・明治法制史料雑纂（八）——」本誌第三九卷一七〇頁以下は、この覆刻である）を、供野外吉氏所蔵の判決書写本によつて校訂増補したものによる（この訂正済判決書の覆刻に、「静岡事件公訴状、判決書」・静岡市史料第二九冊・昭和四十二年刊がある）。供野氏の蔵本は、空知集治監書記妻木与十郎が、明治二十四年五月八日に作成した謄本から、後年、供野氏が写されたものである。前掲明治政史所載の判決書は、重要個所で脱落があるが、供野氏蔵本によつてその欠陥を補い得たわけである。貴重な資料を提供された供野氏の厚意を感謝したい。

(6) 年月日、時間、犯罪地、被害者名、被害品などは、判決書にある事件についてはそれにより、予審終結言渡書、公訴状との相違は、備考欄に註記した。なお、予審言渡書、公訴状には被害者の住所の番地を記したのも多いが、判決書ではそれらをすべて省略している。この点は註記しない。

年月日	犯罪地・被害者・被害品・その他犯罪行為	予審公訴事件番号	事件番号	判決事件番号	犯人	備考
十七年一月二十五日 午後十一時頃 強盗	志太郡前島村・黒石老竜 金十円。	1	1	2	清水高忠	予審言渡書には「午後十二時頃」「宗華寺」、公訴状には「午後十二時頃」「宗乗寺」「黒石喜竜」とある。寺名は公訴状の記載が正しい(a)。
同年二月二十四日午 前二時過 強盗	静岡二番町・大塚次郎 金五円、郵便為替、切手一枚。	2	2	3	清水高忠、 鈴木辰三郎、 鈴木満治	予審言渡書には「五円五十銭程」、公訴状には「大塚大二郎」「五円六十銭」とある。 十七年二月二十六日・静岡大務新聞は「五人組」が「五円」強奪したと報じている。
同年三月二十七日 夜 強盗	庵原郡江尻宿東裏・妙盛寺 十銭紙幣天保銭合計一円二十銭。				(二) 鎖、 刀人組	十七年三月二十九日・静岡大務新聞の記事による。
同年五月初旬 強盗未遂	藤枝、静岡間宇津谷峠で旅行者を襲つたが所持金二円のみ奪わず。				清水重雄	明治政史・大正十五年二月二十五日・静岡新報による。
同年五月四日(旧曆 四月十日)夜(c) 強盗	安部川畔弥勒・宮崎総五(b) 古金刀剣時価三百円。				鈴木辰三郎、 鈴木重高、 鈴木真成、 鈴木真三、 その他三名	明治政史・大正十五年二月二十五日、二十六日・静岡新報による。
十七年五月初旬 強盗未遂	国立第三十五銀行の東京への公金輸送を箱根山中で待ち伏せるも海路で輸送されたので目的を達せず。				中野三郎、 野原成烈、 その他数名	明治政史・大正十五年二月二十一日、二十三日・静岡新報による。 なお、村本・静岡事件は、この事件を十七年二月頃としている(二三三頁)。
十七年五月十八日午 後八時過 強盗未遂	静岡安西三丁目・伊藤朝次郎	3	3	12	鈴木辰三郎	公訴状には「安西三番町二十一番地伊藤朝太郎」とある。



十七年九月中旬 (旧曆七月下旬) 強盗未遂	志太郡岡部村・呉服雜貨商・服部某				鈴他木三音高名	明治政史・大正十五年三月十二日、十三日、十四日・静岡新報による。
十七年九月二十三日頃(秋の彼岸中日の翌日) 強盗未遂 傷害	敷地郡新津村野崎・接骨医内山某 内山某負傷、犯人の内負傷者あり。				山田八十太郎 他三郎三名	明治政史・大正十五年三月七日、九日・静岡新報による。
右の事件より数日後 (d) 強盗未遂	浜松郊外、秋葉街道の農家。 奪うものなく、金を恵んで帰る。				山田八十太郎 池勇	明治政史・大正十五年三月十日・静岡新報による。
十七年九月二十四日夜 強盗	豊田郡小島村・小島銀行 銅貨三円。 金庫を開けんとして果さず。				人数不明	十七年九月三十日・静岡大務新聞の記事による。人数不明なれど、後掲金指銀行の例もあることとてここに掲げた。なお、小島銀行は、明治十六年一月創立、資本金三万五千円の銀行である。
十七年十月五日夜 強盗強姦	志太郡横内村・唐物商大須賀お何 金若干、家人を強姦。				二人組	十七年十月十七日・静岡大務新聞の記事による。なお、静岡事件檢舉開始後の十九年七月三十日の同紙は、「鈴木音高外二十六名：持兇器強盗に係る嫌疑にて殺傷強盗強姦等をなせし者ありと云ふ」と報じている。
十七年十月十日頃 強盗	志太郡保福村・荒物商萩原善助 金若干。				二人組 (仕込村)	十七年十月十七日・静岡大務新聞の記事による。
十七年十月十一日	室田半二が宮本らを連れて次の事件の吉田方に道案内。					予審言渡書、公訴状では道案内をみとめたが、判決では証拠不十分で無罪。
十七年十月十一日午後七時過 強盗	静岡四番町・吉田清慎 金四円、脇差二本、衣類。				湊省太郎 宮本鏡太郎 鈴木辰三	予審言渡書には「衣類十四品」とある。十七年十月十四日・静岡大務新聞は、「三人組」に「衣類十五品金四円刀二本」を奪われたと報じている。
十七年十月 贓物寄藏	小林が吉田方強奪品の内、刀二本をあげかる。				小林喜作	予審言渡書の贓物寄藏を不服として故障申立を行ったが容れられず、判決でも有罪とした。
十七年十一月二十一日	小林が右の刀を、強盗の目的を知つて鈴木辰三に貸与した。					予審言渡書の強盗の従犯を不服として故障申立を行いたが、強盗未遂の従犯と訂正され、公訴状ではそうなつていたが、判決では証拠不十分で無罪とされた。

十七年十一月二十一日 午後七時 強盗未遂	静岡館町・小沢誠一	8	8	14	鈴木成三 平木原次郎 木沢幸次郎	予審言渡書には「小沢清一」、公訴状では「縦町」となっている。 十七年十月二十三日・静岡大務新聞は「静岡屋形町小沢誠市」方で三人組の強盗未遂があつたと報じている。
十七年十一月二十五日 午後八時過 強盗未遂	敷知郡瓜田村・斎藤勲次郎	9	9	15	斎藤省太郎 小宮鏡太 足立邦太 名倉春良 上原春良	予審言渡書には「瓜内村」、公訴状には「瓜内村斎藤勲次郎」とある。 十七年十一月二十九日・静岡大務新聞は「瓜内村斎藤勲次郎」方の強盗未遂を報じている。
十七年十二月 十七年十二月五日午 後八時頃 強盗	前島格太郎が次の事件の水谷方につ金のあることを一味に通報且つ日本刀を鈴木辰三に貸与した。 有渡郡丸子宿・水谷九郎兵衛 金二百余円。	なし	21	22	鈴木辰三 鈴木音高 鈴木辰三 高橋六十郎	予審判事が免訴の言渡をなしたため、予審決定書にこの事実はない。検事が故障申立を行つた結果、それが容れられ、公訴状では持兇器強盗の従犯となつていたが、判決では証拠不十分で無罪となつた。
十七年十二月九日夜 十一時 強盗	豊田郡尾呂村・池谷元十郎 金四十円。	10	10	6	四 (覆人組)	予審言渡書、公訴状には「二百二元」とある。 十七年十二月七日・静岡大務新聞は「丸子駅戸長水谷九郎平」方の三人組強盗、被害二百余円と報じている。
十七年十二月十日午 後八時頃 強盗	敷知郡舟越一色村・古橋次郎三 金三円余、衣類。	11	11	7	中山三郎 野田三郎 山田八十郎 小田徳五郎 川村弥太郎 足立邦太 名倉良八	予審言渡書、公訴状には「金三円六十銭衣類十九点」とある。 十七年十二月十四日・静岡大務新聞は「古橋次郎蔵」方に「五人組大刀」強盗押し入り、紙幣三円六十銭、衣類十四品(八十円、時計二十円)、ラッコ帽子その他」を強奪されたと報じている。
十七年十二月十日夜 十時頃 強盗	敷地郡高林村・小野江幸吉 小判その他。				数 人 組	十七年十二月十六日・静岡大務新聞の記事による。
十七年十二月十日 強盗未遂 幫助	大畑が、鈴木辰三、宮本鏡太郎を、次の事件の大畑甚一郎方へ案内して三十銭もらう。	17	17	17	大畑常兵衛	予審言渡書、公訴状では「十二月二十三日」となっている。



<p>十七年十二月十日午後十一時三十分頃 強盗未遂</p>	<p>志太郡中新田村・大畑甚一郎</p>	<p>13</p>	<p>13</p>	<p>同前。</p>
<p>十七年十二月十八日午前一時頃 強盗</p>	<p>静岡安西四丁目・海野おため 金二円三十銭。</p>	<p>18</p>	<p>18</p>	<p>十七年十二月十六日・静岡大務新聞の記事による。</p>
<p>十七年十二月十七年十二月二十六日午後八時頃 強盗傷害</p>	<p>引佐郡三和村・金指銀行頭取鈴木八平 鈴木並びに来客加藤太治平から金五十円 金指銀行へむかう折、村民と衝突、家内仙蔵、内山郁三郎、松下弥平治、森下儀三郎、鈴木房吉、堀内弥太郎を傷害</p>	<p>18</p>	<p>18</p>	<p>子審言渡書では鈴木から「卅八円余」加藤から「十五円七十六銭外二品」とあり、公訴状では鈴木木の方が「卅八円他一品」となっている。 家内を傷けたのは宮本、その他の者を傷けたのは、宮本と鈴木辰三である。なお、金指銀行は明治十五年一月創立、資本金四万五千円の銀行である。</p>
<p>十七年十二月十一日夜 強盗未遂</p>	<p>静岡鷹匠町・藤波正章</p>	<p>8</p>	<p>8</p>	<p>十八年一月十三日・静岡大務新聞の記事による。抜刀かどうか不明。</p>
<p>十八年一月二十七日夜 強盗未遂傷害</p>	<p>有渡郡袖ノ木村・勝山長重 家人負傷。</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>十八年一月二十九日・静岡大務新聞の記事による。</p>
<p>十八年二月十五日 強盗未遂</p>	<p>城東郡宮内村・水野和一郎</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>十八年二月十九日・静岡大務新聞の記事による。</p>
<p>十八年三月四日頃 強盗傷害</p>	<p>庵原郡江尻駅・長沢彦左衛門 古金銀六十四円。 主人負傷。</p>	<p>四</p>	<p>四</p>	<p>十八年三月十八日・静岡大務新聞の記事による。</p>
<p>十八年四月二十五日夜 強盗</p>	<p>有渡郡中島村・大森藤右衛門 金三百円。</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>十八年四月二十六日・静岡大務新聞の記事による。</p>

十八年五月一日 強盗	敷知郡上島村・渡辺勘四郎 衣類数品、金八錢。		二 (抜人 刀)組	十八年五月六日・静岡大務新聞の記事による。
十八年五月十八日 強盗未遂	安部郡大岩村・杉山市右衛門		三 (抜人 刀)組	十八年五月二十日・静岡大務新聞の記事による。
十八年六月十九日 強盗	有渡郡池田村・町田清兵衛 金八十円。		二 (抜人 刀)組	十八年六月二十一日・静岡大務新聞の記事による。
十八年九月二十二日 午前一時頃 強盗	志太郡谷稲葉村・稲葉俊全方 金六円他一品。	14	清水高忠	予審言渡書では「心丘寺」「稲葉俊全」、公訴状では「心岳寺」「稲葉俊重」となっている。寺名は、心岳寺が正しい。(ト)
十八年十二月十三日 午後九時頃 強盗	志太郡藤枝宿・狩葉実雄 金二元、一分銀一個。	15	清水高忠	予審言渡書、公訴状では「鬼岩寺」「狩葉実雄」となっている。十八年十二月十八日・静岡大務新聞は「狩葉実忠」方に「二人組」入り「一分銀一個、銅貨六十錢」を奪われたと報じている。
十九年一月一日午後 七時三十分頃 強盗	志太郡道悦島村・太田ハマ 金三十錢、衣類。	16	清水高忠	予審言渡書、公訴状では「衣類十四品」となっている。
十九年六月	室田半二が鈴木辰三からあずかつた贓品の時計を、鈴木逮捕の折、滅却した。	20	室田半二	
		20		
		21		

(註 a) 現在は藤枝市前島の宗乗寺である(静岡仏教会「寺院名鑑」・七五頁)。

(b) 宮崎家は静岡地方屈指の名望家で、総五は後には貴族院議員にもなっている(山田万作「宮崎総五君伝」・「獄陽名士伝」明治二十四年・一頁以下)。また、攪眼社の株主であつたから(「東京晚鐘新報株主連名簿」・静岡市史史料第四冊・昭和四十一年刊・一六頁)、自由民権運動にもなにはほかの理解はもつていたと思われる。にも拘らず、鈴木一派は彼の家を襲つたのである。この宮崎家強盗の一件は、前掲国事探偵にも、「宮崎」の本名を掲げてその状況を述べている(明治二十七年二月二十三日・都新聞)から、確かな事実とみてよい。ところが、予審終結言渡書、公訴状、判決書いずれの場合にも、この一件は採りあげられていない。裁判の際は、鈴木一派の犯行であることが実際にわからなかつたためか、それともなんらかの理由でそれを除いたのか、真相は不明である。鈴木一派の検挙がはじまつた直後、明治十九年六月二十日・静岡大務新聞は「此の事件は……彼の当地の金満家宮崎総五方へ押入り、古金銀並に紙幣取交せ凡そ八百余円奪ひ去りし強盗の嫌疑な

らんと伝ふる者あれど、真逆に去る兇悪なる所為を断行すべき人々とも思はれざれば、容易には信じ難き風説なり」(句読点)と報じている。警察当局も、それが彼等の犯行であることを十分に推察できた筈である。私は、警察当局が宮崎家の一種の名譽を重んじたためか、あるいは宮崎家からの申入れをうけたためか、いずれかの理由で、取調べの際、この一件は彼等の犯行から抹殺したものと理解したい。

(c) 前掲国事探偵によると、安部川畔で鐸本勝造(鈴木辰三の変名)が、巡查の職務質問をうけて抵抗したため逮捕されたのは、宮崎邸襲撃の帰途のこととしている(明治二十七年二月二十三日・都新聞)。ところで、この事件は明治十八年四月二十二日のことで、これにより鈴木辰三は官吏職務妨害(旧刑法第二三九条)の罪に問われ、同年十月二十日、静岡軽罪裁判所で重禁錮四ヵ月罰金五円の刑を言渡された(明治十八年十月二十二日、二十三日・静岡大務新聞)。前掲国事探偵の記事が事実ならば、宮崎邸強盗は十八年四月二十二日の出来事でなければならぬ。すると、明治政史の記事とは約一年のちがいがあふ。この点は疑問としておく。

(d) 小池勇の自叙伝によると、彼は七月十三日の強盗に参加後、直ちに名古屋を経て多治見へ帰っている(前掲小池勇自叙伝(一)・歴史評論昭和三十二年十一月号・四八頁)。したがって、九月に山田と共に強盗に入ったということには疑問を生ずる。なお、明治政史の記事には、新曆、旧曆の使い別けに、かなり錯誤があるように思われるが、いまそれは確めえない。

(e) 大正十五年六月五日・静岡新報所載の判決書(これを覆刻した前掲拙稿・本誌第三九卷一号・七五頁参照)にも、そしてまた供野氏所蔵の判決書写本(これにより前掲判決書を増補、訂正して覆刻した前掲静岡市史史料第二九冊・七頁参照)にも、鈴木方強盗の事実認定の個所に、足立邦太郎の名は洩れている。(予審言渡書、公訴状では、いずれも足立の名が入っている)。ところが、判決書の法律適用の個所では、足立は「第八其一ノ行為」すなわち鈴木方強盗の件で強盗罪(旧刑法第三七八条第三七九条)を適用されている(前掲拙稿・本誌第三九卷一号・七七頁参照、前掲市史史料第二九冊、一二頁参照)。とすると、「第八其一ノ行為」すなわち鈴木方強盗の個所に当然足立の名がある筈である。判決原本の脱漏か、それとも前掲静岡新報の記事並びに供野氏所蔵写本の脱漏か、いずれともわからない。

(f) 現在は藤枝市谷稲葉心岳寺である(前掲寺院名鑑、七七頁)。

後註 右の一覧表には、鈴木辰三、宮本鏡太郎の犯行と思われる宇佐美探偵殺しの一件が入っていない。これについては次節に詳述したい。次に、関係者の一覧表を掲げよう。

前註 住所、族籍、職業、生年月は裁判言渡書によつたが、他の文献で多少補つたものもある。前科は裁判言渡書の記載並びに公判初日の被告の陳述(明治二十年七月四日・時事新報)による。

人名	住所	族籍	職業	備考
人 名 湊省太郎 二十六年二月生	住所 静岡県駿河国安部郡静岡通町研屋町十五番地	族籍 士族	職業 新聞記者	備考 旧幕臣湊新八郎長男
人 名 宮本 鏡太郎 二十六年九月生	住所 栃木県下野国河内郡宇都宮代官町五十一番地	族籍 士族	職業 無職	備考 星亨の紹介で鈴木音高の輩下に入る。官吏侮辱罪の前科ありといふ。
人 名 鈴木辰三 三十一年六月生	住所 静岡県駿河国有渡郡静岡向替町二丁目一番地	族籍 平民	職業 三百代言	備考 次郎長の子分大政の養子たりしことあり。明治十八年十月二十日官吏抗拒の罪で重禁錮四ヵ月罰金五百円(静岡軽罪裁判所)に官吏侮辱罪の前科ありといふ。
人 名 中野二郎三郎 三十五年六月生	住所 静岡県遠江国敷地郡浜松板屋町	族籍 平民	職業 学塾主	備考 丹波亀岡藩士鳳鶏舎塾長。明治十八年十月二十五日私書偽造で重禁錮二ヵ月罰金五円(静岡軽罪裁判所)別に詐欺取財の前科ありといふ。
人 名 山田八十太郎 三十六年十一月生	住所 静岡県遠江国敷地郡浜松伝馬町八十番地寄留	族籍 士族	職業 大工左官元縮	備考 旧彦根藩士。明治十八年十月二十三日、私書偽造で重禁錮一ヵ月罰金五円(静岡軽罪裁判所)別に殴打創傷の前科ありといふ。
人 名 潮湖伊助 四十四年十一月生	住所 静岡県駿河国安部郡静岡屋形町三十二番地	族籍 平民	職業 刀職	
人 名 小山 徳五郎 四十四年十二月生	住所 静岡県遠江国敷地郡浜松板屋町七番地	族籍 平民	職業 左官職	
人 名 川村 弥市 四十二年十二月生	住所 神奈川県武蔵野国南多摩郡長房村五十一番地	族籍 平民	職業 菓子職	
人 名 足立 邦太郎 四十年十二月生	住所 静岡県遠江国引佐郡三和村百九十六番地	族籍 平民	職業 提灯職 花火職	備考 明治十八年十月八日、詐欺取財で重禁錮五ヵ月罰金五円(静岡軽罪裁判所)。
人 名 名倉良八 四十八年一月生	住所 同右	族籍 平民	職業 材木及び茶職	

清水 綱義 五十八年二月生	静岡県駿河国志太郡落合村二十二番地	士族	農		綱義の養子	木原 成烈 三十二年七月生	静岡県駿河国有渡郡静岡新谷町十二番地 日向方	士族	無職	元小学校教員
清水 高忠 三十五年八月生	同 右	士族				浅井 満治 三十三年四月 九月	東京府下谷区下谷数寄屋町十八番地	平民	齒科医 ?	明治十八年四月一日詐欺取財及び器物毀棄で重禁錮一月静岡輕罪(静岡輕罪裁判所)
鈴木 音高 二十六年七月生	静岡県遠江国豊田郡中泉村百三十五番地	士族	代言人	旧幕臣山岡景高次男。後ち山岡姓に復す。出獄後渡米。		上原 春夢 五十八年九月 九月	静岡県遠江国長上郡都盛村百九十六番地	士族	農	
藪 重雄 二十七年九月生	静岡県駿河国益津郡田中村二番町十五番地	士族	写字職	元愛岐日報記者、別名を広瀬。集会条例違反、新聞条例違反の前科あり。		平沢 幸次郎 三十年六月 生	北海道渡島国松前郡福山博石町七番地	平民	無職	旧幕臣、練武館道場主、静岡警察署雇。
村上 佐一郎 四十九年八月生	愛知県三河国碧海郡上重原村	士族	鉱山業			小林 喜作 三十八年八月 生	静岡県駿河国有渡郡静岡岡兩替町四丁目二十番地	平民	農	前島豊太郎の甥
小池 勇 三十二年十月 九月	岐阜県美濃国可児郡池田町	平民	教員	元愛岐日報記者、後ちの岐阜県会議長。集会条例違反の前科あり。		大畑 常兵衛 四十二年十月 生	山梨県甲斐国甲府春日野町十五番地	平民	酒髻油 請売業	
高橋 六十郎 二十八年五月 生	石川県金沢区桶町三十四番地	平民	無職			室田 半二 五十八年一月 生	静岡県駿河国安部郡二木村三十三番地 戸田致教方同居	平民		
						前島 格太郎 二十七年	静岡県駿河国有渡郡古庄村六十二番地	平民	新聞社	

右の外、前掲明治政史その他により、関係者と思われる者を左に掲ぐ。

松田某（鈴木音高と謀議）（前掲明治政史・大正十五年二月七日・静岡新報）。

大江孝俊（宮崎邸強盗謀議参加）（前掲明治政史・大正十五年二月二十五日・静岡新報）。

荒川高俊（十七年九月、前島宅の謀議参加）（前掲明治政史・大正十五年三月二十七日・静岡新報）。

遠井忠三郎（古知某（九子宿村長）（水谷方強盗謀議参加）（前掲明治政史・大正十五年四月十六日・静岡新報）。

荒川太郎（十九年四月、東京での謀議参加）（前掲明治政史・大正十五年五月二日・静岡新報）。

伊藤仁太郎（在京の同志）（前掲自由党史・下巻・一二三頁）。

松村弁次郎（暗殺計画参加）（村本・前掲静岡事件・二二六頁）。

深浦藤太郎（暗殺計画参加）（村本・前掲静岡事件・二二六頁）。

その他、前掲明治政史によると、前島豊太郎が当初からしばしば一派の者と謀議したとしている（例えば前掲明治政史・大正十五年二月九日・静岡新報）。しかし、前島は前にも述べたごとく、禁獄三年の刑で明治十八年二月二十五日まで服役しているから（明治十九年二月二十七日・静岡大務新聞）、彼の事件への参加は疑問である。

右の犯罪一覽表で判明するごとく、鈴木一派の強盗は十七年末で一応終り、十八年からは清水親子のみの犯行がつづいてゐる。この強盗事件は、清水親子が独自に行つたものであつて、一派の計画には無関係であつたともいわれている。<sup>31)</sup> 一派が強盗の実行を打ち切つた理由は、前掲明治政史によると、強盗による資金の調達に「革命軍を起す所か、爆弾購入の費用さへ得る能はざる成績に終つたので、遠一同も弥々強盗を以て資金を得る事は、徒に罪を重ねるばかりであつて、得る処は更がないと氣付いたので、他に道を求むべく再び考慮をめぐらす様になつた」<sup>32)</sup>ためであつた。

かくして十八年以降は、一派の者は頻繁に上京、政府高官の動静を伺い、専ら暗殺計画の実行に専念したようである。

まず山田八十太郎の妻女は、政府高官の家に女中に雇われ、機会をみて暗殺を実行すべく十八年三月上京したが、政府高官邸の下女雇入は身許調査が嚴重で、到底その目的を達することができないことがわかり、翌月空しく浜松へ歸つたともいわれる。<sup>33)</sup>

また、十九年に予定されている箱根離宮落成の機会を把握、その祝賀式に参列する高官の暗殺計画を練り、十八年の春、鈴木音高ら三名の者は、箱根山中の实地見聞を行つた。<sup>34)</sup>

さらに、時期は明らかでないが、中野、山田、足立の三名が手製爆弾の試験を「天竜川の奥六里」の地点で行つたこともある。<sup>(35)</sup>しかし、鈴木一派の逮捕の際、爆弾が押収された形跡はないから、爆弾の製造は、資金難からか、あるいは他に理由があつたのか、その点はわからないが、中止されたようににも思われる。因みに足立邦太郎は、花火製造の経験者であつた。<sup>(36)</sup>

十九年の初夏、箱根離宮の落成祝賀式が、現地ではなく東京の華族会館で行われるとの情報をつかんだ鈴木一派は、政府高官が一堂に会するこの機会を利用し、暗殺計画を実行に移すべく種々の準備に取りかかつた。前掲明治政史によると、宮本鏡太郎の情報にもとづき、五月二十八日、浅草井生村楼で行われた演説会終了後、同楼内で、宮本、鈴木音高、鈴木辰三、湊省太郎、小池勇の五名が、会食を行つて最終的に襲撃計画を確認、鈴木(辰)の提案で、静岡の残留同志の上京を促す手管を整えたという。<sup>(38)</sup>この計画はそれより先き、神田猿栗町の下宿屋大橋平三郎宅で、鈴木(音)、鈴木(辰)、宮本、湊らが作つたものであり、それによると「爆弾を投込むもの、短銃を以て乱射乱入するもの、抜刀隊として裏門から斬り込むべきもの」と、それぞれ役割が定められたといわれる。<sup>(39)</sup>しかし、小池勇の自叙伝によると、当時彼は多治見に在つて在京してない<sup>(40)</sup>。したがつて、彼が最終謀議に参加したというのは誤りである。また、裁判の際の押収物品をみるに、日本刀の類は若干あるが、短銃は真野の所有物一挺のみで、爆弾は前にも述べたごとく皆無である。決行の日までの約一カ月有余の間に(一派の得た情報によると祝賀式の日取りは、六月二十八日であつたともいうし、また七月十日という説もある<sup>(42)</sup>)。そうした武器を調達する予定であつたとも考えられるが、果してどれだけの成算があつたかはわからない。

かくして決行の手管を整えた一派の者は、湊を静岡へ帰して急を同志に伝えることになり、六月十二日夜、木挽町の万安で送別会を行つた。会する者は、鈴木音高はじめ六、七名で、伊藤痴遊もその中にいたと、自ら語つている。<sup>(43)</sup>ところが、警視庁の一斉検挙がはじまつたのが、この日であつた。まず湊が、万安から出た直後、出雲橋附近で逮捕された。<sup>(44)</sup>高橋六十郎もその帰途に捕えられた。<sup>(45)</sup>翌朝、鈴木音高は浅草の待合名倉で、宮本は新桜田町石井忠七方で、藪は市ヶ谷寺谷町長延寺で

検挙された。<sup>(47)</sup> そのほか、同年六月十八日・東京日日新聞によると、東京地方での逮捕者として山川善太郎、荒川高俊、岡田普左、大橋平三郎、大関熊吉、矢野由次郎、片柳俊助、橋本暁尚、萩江露八、山田勇次、門奈良太郎の名をあげている。<sup>(48)</sup> また、同月十九日・静岡大務新聞の報道では、それ以外に、井上仁太郎（伊藤の誤りか——手塚註）、浅井万治（万次の誤りか——手塚註）、荒川太郎の名がみえている。<sup>(49)</sup> さらに「自由党史」によると、松村弁次郎、島森友吉も東京で逮捕された。<sup>(50)</sup> そのほか、同月二十二日・東京横浜毎日新聞は、村上左一郎（佐一郎の誤り——手塚註）の名古屋での逮捕を報じている。

静岡地方では、警視庁から特派された武田警部（信寿）、中山警部（利明）の応援をうけて、諏訪警部長（棧）の指揮により、十三日、十四日、一斉検挙が行われた。静岡での検挙者は鈴木辰三、小林喜作ら約百名、浜松のそれは中野二郎三郎、足立邦太郎、名倉良八、上原春夢ら二十数名である。<sup>(51)</sup> そのほか、清水親子が藤枝署に逮捕された。「藤枝警察署沿革史」には「志太郡落合村土族清水綱吉及長男高登が、明治十九年六月中、共謀者数人と駿河遠州両国各所侵入し、<sup>(52)</sup> 国事に関して奔走するものにして、多額の金子入用なりとて金品を強奪したる其数甚だ多くに達し、同人は布教家として各町村上流社会と交際し信用ありしも、遂に発覚したるものなり」と記録されている。広沢幸次郎は郷里の北海道へ逃走したが、七月末に捕えられ東京へ護送された。<sup>(53)</sup>

この事件発覚の端緒については、小勝俊吉の警視庁への密告によるという説が多い。<sup>(54)</sup> 小勝は自由党员で、とくに星亨の信任厚く、彼の秘書の役をしていた人である。しかし、空知集治監釧路分監の教誨師留岡幸助の手記には「此事件清水綱吉の事を浜松警察署に自首せり」とある。<sup>(55)</sup> 清水は、自由党高田事件の赤井景韶が脱獄逃亡した際、彼を自宅にかくまつたが、後に警察の説得に応じて逮捕させたともいわれる人である。<sup>(56)</sup> 留岡氏がこのことと、静岡事件の検挙とを混同されたのか、それとも実際に清水が自首したのか、他に傍証もないので断定はできないが、私は留岡手記の説には疑問をもつ。<sup>(57)</sup> 何となれば、もしも清水の自首にもとづき警察当局が事件を探知したものであれば、当然に静岡県の警察が検挙の主体となつた筈であ



るが、実際は警視庁の活動によつて摘発が開始されたからである。警視庁がなんらかの情報で、事件を探知したとみるべきであろう。

前掲国事探偵によると、事件発覚の原因は全く別のルートである。それによると、静岡地方における旧自由党員の不穏な動静と、同地方に頻々と発生する集団強盗との関連に着目した警視庁の武井慎爾警部補（武田信寿警部を指すものと思われる）——手塚甚は、自分の妻を静岡岡両替町の竹屋に芸者（君香と名のる）として派遣し、鈴木音高一派の動きをスパイさせた。一方、警察の密偵で自由党員となつている戸勝新吉（小勝俊吉のことか——手塚註）、海川千太郎（山川善太郎のことか——手塚註）の兩名も静岡地方で種々探索したが、これら兩名の得た情報は、わずかに鈴木一派が爆弾製造の準備をしているということだけであつた。また、君香が鈴木一派の板野八十郎（高橋六十郎のことか——手塚註）に東京の下宿を紹介、後ちに板野はこの下宿の養女と結婚し、その養女の実父の早川藤吉から物質的に援助をうけることになつたが、この早川が警視庁の密偵であつたため（林藤太郎のことか——手塚註）、板野は心ならずも種々の情報を早川に伝えた。武井警部補は、その妻女からの通報並びに早川からの報告で、鈴木一派の陰謀と強盗を探知したといふのである。余りにも芝居じみた筋書ではあるが、警察関係の文書が湮滅した今となつては、それを否認する根拠もない。

飯田事件の場合、従来、発覚のきつかけについて、二、三の説があつたが、事実はそれらとは異なり、拳兵の勧誘をうけた人の密告によつたことは、別の機会に、私が考証した通りである。静岡事件の場合もあるいは意外な事実が伏在しているかも知れないが、残念ながらわからない。おそらく永遠の謎として残ることであろう。

(1) 伊藤・前掲裏面史・三二七頁、三三三六頁。

(2) 「明治百年静岡県の歩み・結社はやり(上)」・昭和四十一年八月二十三日・毎日新聞静岡版。

(3) 前掲静岡新聞小史・四頁。

(4) 村本・前掲静岡事件・六四頁。第一審の判決文は、「静岡県議会史」第一卷二二三頁以下参照。しかし、その日附が「十四年十一月」と誤

記されている。なお、前島の刑を「禁錮三年」（前掲静岡新聞小史・四頁）あるいは「禁錮四年」（桜井・前掲静岡物語・四四頁等）とする文献もあるが、いずれも誤記であつて、禁獄三年が正しい。讒謗律に「禁錮」刑はないのである。

(5) 前掲静岡県社会文化史・五七頁―五八頁。岳南自由党結成の正確な年月日は明らかでない。前掲社会文化史は「十五年春」としているし（五七頁）、村本氏は「十四年十月」としておられる（前掲静岡事件・七八頁）。明治十五年六月三日の集会条例改正追加（太政官布告第二七号）によつて、政治結社は支社を設けることが禁止されたので（第八条）、それ以後は、自由党、改進黨の事実上の地方支部であつたものが、独立の結社として続出した。岳南自由党の場合も、正式な結社として認可されたのは、おそらく集会条例改正以後と思われる。しかし、それ以前から岳南自由党という名称は用いられていたのかも知れない。

(6) 前掲明治政史・大正十五年二月四日・静岡新報。

(7) 明治十五年四月七日「社主督御届」による（『東海晚报新報発行願並御指令有限攬眠社再興社則定款』・静岡市史史料第一六冊・昭和四十一年刊・三頁）。

(8) 村本・前掲静岡事件・七八頁。

(9) 前掲書・一一二頁―一二五頁。

(10) 前掲自由党史・中巻・三六四頁。

(11) 前掲明治政史・大正十五年三月三十日・静岡新報。

(12) 伊藤・前掲裏面史・二二二頁―二二三頁。

(13) 村本氏によると、この計画は、真野真悠の練武館で、鈴木と深浦藤太郎（代言人）とで謀議したものといわれている（前掲静岡事件・一二五頁）。ところで、深浦は、後ちに明治十九年二月二十五日、前島の出獄祝賀会で祝詞を述べているから（明治十九年二月二十七日・静岡大務新聞）、自由党系の人と思われるが、静岡事件の被告にはなっていない。

(14) 前掲自由党史・下巻・一一〇頁―一一二頁。前掲東陞民権史によると、静岡事件の拳兵計画は、最初、藪、小池、村上の謀議に始まり、清水（綱）、湊、鈴木（音）、中野らがそれに賛成したものとしている（五八四頁―五八五頁）。小池勇の自叙伝によると、その三者会談は、十七年一月、愛知県半田で行われたもので、たしかに拳兵計画が論議されている（前掲小池勇自叙伝（一）・歴史評論昭和三十二年十月号・八七頁）。しかし、それ以前に静岡の同志の間でそうした計画が論議され、藪が愛知の村上、岐阜の小池らの意向を打診するため、特派されたと考えられないこともない。むしろそのように推測するのが、自然ではなからうか。

(15) 伊藤・前掲廻遊全集・第九卷・二九一頁。なお、関戸・前掲東陞民権史・二二五頁―二二六頁、五八六頁参照。

(16) 田岡・前掲明治叛臣伝・一三〇頁。

(17) 後藤靖「自由民権運動」（昭和三十三年）・一四六頁。

- (18) 村上・前掲小池勇の半生(一)・歴史評論昭和三十八年八月号・七六頁、前掲岐阜県における自由民権運動・岐阜県高校社会科教育研究会報第四号・一八頁以下。前掲静岡事件の一考察、郷土史研究第七号・二六頁以下。
- (19) 小池勇の自叙伝によると、十七年一月、前述の三者会談の席上、小池は村上、藪の両名に「其手段ノ如キ元ヨリ種々アリト雖モ、身刺客ト為テ僅カニ敵党ノ一二ヲ斃ス如キハ、万止ムヲ得サルノ策ニシテ上計ト為スコカラス。烏合ノ衆徒、縦令久キヲ持スル能ハサルモ、兵ヲ挙ケテ傲ラ遠近ニ伝ヘ、義ヲ天下ニ声ラシ、大ニ人心ヲ鼓動シテ四方相應スル如キニ至ラハ、奴輩ノ胆ヲ破テ大ニ反省ヲ促シ、或ハ以テ自ラ改メシムルノ一大動機トナルコトアラン歟」と述べている(句読点)。前掲小池勇自叙伝(一)・歴史評論昭和三十二年十月号・八七頁。同志の間でも、暗殺主義は「上計」ではなく「止ムヲ得サルノ策」と考えられていたことを示している。
- (20) 前掲明治政史・大正十五年四月一日・静岡新報。
- (21) 山田「中条景昭伝」・前掲名士伝・二二三八頁。
- (22) 前掲明治政史・大正十五年三月三十日、三十一日、四月一日、六日、七日、八日・静岡新報。なお、田岡・前掲明治叛臣伝によると、鈴木音高は中条の隊の副隊長鳴瀬治久を通じて中条に申入れたとしている(一三〇頁)。因みに、同書では「中条」が「忠条」と誤記されている(一二五頁、一三〇頁等参照)。また、鈴木辰三の回顧談によると「私は与らなかつたが、その事(旧將軍擁立——手塚註)はありました。それはおそらく室田半二の息子が旗本の株を買つて戸田致恭と云つて、田安亀之助(家達)の御相手に出てゐた事があるから其方から入説した事と思ふ」(佐野・前掲静岡事件の回顧・一三頁—一四頁)と述べている。一説として掲げておく。
- (23) 前掲自由党史・下巻・一二二頁。なお、擁立せんとしたのは、慶喜でなくて家達であつたとする説もある(前掲明治政史・大正十五年三月三十日)。
- (24) 前掲明治政史・大正十五年二月三日、四日、五日・静岡新報。伊藤痴遊氏も、時期は明示していないが、鈴木、中野の謀議にもとづくとしておられる(前掲痴遊全集第九卷・二九二頁—二九三頁)。
- (25) 村本・前掲静岡事件・一二九頁。
- (26) 前掲明治政史・大正十五年四月二十四日・静岡新報。
- (27) 前掲明治政史・大正十五年二月二十六日・静岡新報。なお、伊藤痴遊氏は「五十箇所も強盗をやつて、その得た金は、二百円余りである」と述べている(前掲全集第九卷・二九三頁)。
- (28) 前掲明治政史・大正十五年四月二十三日・静岡新報。
- (29) 前掲国事探偵によると、内野次郎太郎(中野の変名)の考えた軍資金使途の内訳は「英のスペンサー銃百挺と弾薬三万発外に野砲臼砲一二門づつ」「買入代金先づ六千円」「兵糧其他の用意に別に一万円」さらに「旗上げの上……檄を四方に発して大挙する」費用を併せ「差当り二万円あれば沢山」とある(明治二十七年一月二十六日・都新聞)。これが事実とすれば、金額もさることながら、武器の購入計画も幻想に近い。

佐野・前掲静岡事件の回顧には、「私は（著者——手塚註）鈴木翁（辰三——手塚註）に当時政府顛覆の事が本当に成功すると思つたかと質問したところ、翁は稍当惑の色を表はし、暗殺の方丈は出来るだらうと思つたと答えてゐた」（九頁）とある。中野の拳兵計画が、幹部の間にすら、かならずしも現実的なものとは、うけとられていなかった証拠ではなからうか。

(30) 前掲明治政史・大正十五年四月二十一日・静岡新報。

(31) 前掲明治政史・大正十五年五月一日・静岡新報。村本・前掲静岡事件・一一〇頁。

(32) 前掲明治政史・大正十五年四月二十四日・静岡新報。

(33) 前掲明治政史・大正十五年四月二十八日、四月三十日・静岡新報。

(34) 前掲明治政史・大正十五年四月三十日・静岡新報。

(35) 田岡・前掲明治叛臣伝・一三五頁。

(36) 足立は、明治二十年七月五日の公判廷で、「自分は昨年迄は花火を製造する鑑札を所持せしかど云々」と述べている（明治二十年七月十日・静岡大務新聞）。

静岡大務新聞）。

(37) 前掲明治政史・大正十五年五月七日・静岡新報。田岡・前掲明治叛臣伝は、この祝賀式場変更の件に言及せず、それがため、七月三日、箱根山中に集合の手筈をしたとしている。そして箱根踏査も十九年の出来事としている（一三五頁、一三六頁）。自由党史もこの説を踏襲している（下巻・一二二頁）。しかし、明治叛臣伝の記述には、何か錯誤があるように思われるので、私はその説を採らない。

(38) 前掲明治政史・大正十五年五月七日・静岡新報。

(39) 前掲明治政史・大正十五年五月六日・静岡新報。

(40) 前掲小池勇自叙伝（一）・歴史評論昭和三十二年十一月号・四九頁。

(41) 前掲明治政史・大正十五年五月六日、七日・静岡新報。

(42) 田岡・前掲明治叛臣伝・一三五頁、前掲自由党史・下巻・一二二頁。この祝賀式が、いつどこで実際に行われたか、現在のところ、私はそれを確めえない。なお、伊藤痴遊氏は、祝賀式ではなく単なる「夜会」とし、その時期は「六月二十六日」（前掲裏面史・三四九頁）あるいは「七月」（前掲痴遊全集第九巻・二九五頁）としておられる。

(43) 伊藤・前掲痴遊全集第九巻・二九五頁。

(44) (45) (46) 前掲明治政史・大正十五年五月九日、十一日、十二日、十三日・静岡新報。

(47) 明治十九年六月十八日・東京日日新聞。

(48) (49) これら逮捕者の中には、単なる参考人、誤つて捕縛された者、あるいは陰謀には参加したが強盗には関係しなかつた者など、いろいろあつたと思われる。

(50) 前掲自由党史・下巻・一二二頁。

(51) 前掲明治治政史・大正十五年五月十六日、十七日・静岡新報。なお、静岡県での逮捕者で、事件の被告にはならなかつた者の氏名を、当時の新聞記事から拾いだせば、次の通りである。影山広正(藤枝)、沢田寧(浜松)(明治十九年六月十五日・静岡大務新聞)、戸田某(静岡三番町)、北村五郎兵衛(静岡茶町)、野崎彦右衛門(静岡宮崎町)、小林七兵衛(安部川町小松楼主)、小松路(小松楼娼妓)、手塚忠兵衛(安部川町逢来楼)、可祝(逢来楼娼妓)(明治十九年六月二十日・毎日新聞)、日高孝八(沼津)、見玉松之助(同前)、大橋兼久(同前)(明治十九年六月二十一日・東京横浜毎日新聞)。しかし、逮捕されて後ちに放免された者は百名前後の筈であるから、氏名が報道された者は一部分であり、しかも単なる誤報もあるから(例えば、沢田については六月十九日・静岡大務新聞が訂正している)正確にはわからない。なお、これらの人については前註48・49参照。

(52) 藤枝警察署所蔵「藤枝警察署沿革史」・明治十九年之部参照。

(53) 明治十九年七月二十五日・東京日日新聞、同年七月二十八日・大阪日報、絵入黄金新聞などに、その逮捕、護送の記事がある。

(54) 田岡・前掲明治叛臣伝・一三七頁。前掲自由党史・下巻・一二二頁。伊藤・前掲痴遊全集・第九卷・二九五頁。前掲明治治政史・大正十五年五月十一日・静岡新報。村本・前掲静岡事件・一四七頁。鈴木・前掲三河憲政史料・一四九頁。宮武外骨「明治密偵史」(大正十五年)・一九六頁―一九七頁。前掲明治叛臣伝の「獅子身中の虫小勝俊吉が警視庁に密告したのである」(一三七頁)という記述が、その後の文献に影響したものと推測される。前掲明治叛臣伝は、中野の談話をもとにしたと思われるが(西田勝解説・前掲明治叛臣伝・一四三頁)、他方、伊藤痴遊氏も「小勝は政府の探偵であつた……この人が探偵であつた扱は、実に驚き入るの外はない。其家で開いた秘密会の内容が漏れずに居るべき筈はな、警視庁の方へは、筒抜けに知れて居たのである」(前掲痴遊全集・第九卷・二九五頁)と述べているから、一部同志の間には、小勝密告説が相当つよく後々まで信じられていたのである。なお、湊が公判初日(明治二十年七月二日)の冒頭の陳述で「本件の発覚は、某氏の自首に出たりとの流伝ありしも、爾後、全く訛伝に係るを確知したれば、決して恨みを某氏に懐かざる事」(明治二十年七月五日・時事新報)と述べているが、その「某氏」が小勝を指すのか、それとも、清水綱義を指すのか(本稿二三頁参照)、残念ながらわからない。

(55) 前掲清水高忠の記録・うわさ昭和三十八年九月号・一三頁。

(56) 村本・前掲静岡事件・一二二頁以下。赤井の逮捕に、清水は無関係であつたとみる説もある(前掲自由党史・中巻・二九二頁)。また、この一件につき、中野二郎三郎は「赤井を密告したものは、清水だと云ふ事だが、確にはわかりません」と語っている(前掲明治叛臣伝・二二八頁―二二九頁)。

(57) 前掲藤枝警察署沿革史に、清水の自首一件の記事がないことも、それを否定する有力な傍証であろう。

(58) 前掲国事探偵・明治二十七年二月二十日、三月一日、二日、四月二十日、二十五日、二十八日・都新聞。なお、林藤太郎は「赤鬼」と呼ばれた警視庁の探偵である(伊藤・前掲明治裏面史・五二頁)。

### 三 静岡事件の裁判

事件の内容は以上に述べた通りである。その裁判をめぐるいくつかの問題点を考察するに先立ち、まず裁判の推移を追求してみたい。

東京、静岡その他各地で逮捕された総数は百数十名に達した模様であるが、警察あるいは検事の取調べの結果、単なる参考人あるいは強盗事件に無関係と認められた者は、逐次釈放されたと思われる。静岡では、逮捕者約百三十名の取調べに三週間を費し、その中から五十余名が取監されたともいわれる。しかし、東京へ護送された者の正確な員数はわからない。

明治十九年七月二十八日・絵入黄金新聞は、次のように報じている。(新聞記事の句読点は手塚以下同じ)

賤機山へ会合せし国事犯など、否強盗の犯罪などと世評一ならざる静岡の拘引事件は、未だ其確かなるは知る能はざるが、其人名は左の如し。

村上佐一郎、湊一郎、(まき)上村春夢、鈴木音高、宮本鏡太郎、清水綱義、室田平次、清水高忠、川村弥市、真野真徳、広瀬重雄、前島权太郎、小池勇、小林喜作、浅井満治、鈴木辰三、山田八十八郎、高橋六十郎、木原成烈、名倉良八、潮潮伊助、中野二郎三郎、足立七三郎、

此の外、広沢幸次郎と云ふ者の一人のみ踪跡を失し、所在知れざりしが、同人は北海道サカレン島に接近せし一孤島に潜伏して居たるを、此程其筋にて発見せられ捕縛のうへ不日護送せらるゝ由。

この人名には、当時明らかに拘留中であつたと思われる小山徳五郎、大畑常兵衛、荒川太郎、島森友吉、伊藤仁太郎が洩れているが、掲げられている人々はすべて公判に廻された者だけである。したがつてこの記事はかなり正確であつたといえる。とすると、検挙後約一カ月半を経た七月下旬には、予審へ廻された者をのぞき、逮捕者の大部分は釈放されていたとみ

てよからう。

東京軽罪裁判所の予審が開始されたのは、九月からであつたというが、正確な月日はわからない。十二月十七日、予審は終結し、予審判事関田杪作から終結言渡書が関係者に交附された。重罪に該当すると認定され、東京重罪裁判所へ移すの言渡をうけた者は、鈴木音高はじめ二十五名、前島豊太郎、荒川太郎、島森友吉、伊藤仁太郎の四名は、免訴の言渡をうけた。<sup>(3)</sup>ところが、これに対して検事、被告人の一部から故障の申立が行われたのである。<sup>(4)</sup>先ず被告人側においては、小林喜作が「宮本鏡太郎等が吉田清慎方に於て強取せし脇差二本」を、「其情を知つて宮本鏡太郎より之を預つた」ことが贓物寄蔵と認定されたこと<sup>(旧刑法第三九九条第四〇〇条)</sup>並びに「右二本の脇差を」小沢清一方強盗に際し「鈴木辰三に貸与へ」たことが強盗の従犯<sup>(同前第三七八条第三七九条第一〇九条)</sup>と認定されたことに異議を述べた<sup>(本稿一四頁所載犯罪一覽表参照)</sup>。その理由はわからないが、おそらく犯意を否認したものである<sup>(4)</sup>。山田八十太郎は、他の同志と共に「吉橋次郎三方に押入り」たる際「各兇器を携へ」たとされ、持兇器強盗と認定されたことに対し<sup>(同前第三七八条第三七九条)</sup>、兇器は携帯しなかつたと主張した。また、鈴木音高、大畑常兵衛も、予審の決定に異議を唱えたが、それがどんな点であつたかは明らかでない。<sup>(5)</sup>

他方、検事は前島格太郎について、水谷九郎兵衛方に公租金が集まつてゐることを鈴木辰三に告げたこと、並びにそのとき鈴木に脇差を貸し与えたことは、証拠十分であるから、予審判事が免訴にしたことは不当であるとし、それは強盗の従犯<sup>(同前第三七八条第三七九条第一〇九条)</sup>であると主張した<sup>(6)</sup>。<sup>(本稿一五頁所載犯罪一覽表参照)</sup>。

このような故障の申立に対し、東京軽罪裁判所会議局は、判決を下し<sup>(治罪法第三二二条)</sup>、小林に対してはその主張の一部を容れて、鈴木辰三に対する脇差の貸与は、強盗の従犯ではなく強盗未遂の従犯と認め、山田に対してはその主張をそのままは認め、鈴木(音)、大畑の主張はこれを棄却、また前島については、検事の主張をそのまま認めたのである。<sup>(7)</sup>しかし、会議局判決の年月日、担当裁判官名などは、残念ながら全くわからない。会議局判決に対しては、大審院へ上告もできたが<sup>(同前</sup>

(五七) 小林、鈴木(音)、大畑、前島が上告した形跡はない。

かくして会議局判決も確定し、予審手続が一切終わったので、明治二十年五月十七日、東京控訴院検事長野村維章から東京重罪裁判所長木原章六宛に、公訴状が提出された(同前第三七三条)。これに先立ち、新聞紙上にも、その公判近しと思わせる断片的報道が、四月頃からはじめている。例えば同年四月一日・静岡大務新聞が「湊省太郎外廿四名に係る強盗事件は、昨年十二月七日予審終結の言渡ありて、近々公判を開かるゝ由」と述べて事件の概要を報じ、また同年四月八日・金城新報が事件取調べの終結を報じているのが、それである。ようやくこの頃になつて、事件の内容がおぼろげながらも世間に伝えられたものとみていい。

「東京重罪裁判所第二期第四一(八)号」の裁判として静岡事件の公判が開始されるに先立つ「下調」は、五月二十四日から開かれた。これは治罪法第三七八条の規定により行われるもので、主として弁護人を定むるのが目的である。同年五月二十五日・読売新聞は次のように報じている。

東京重罪裁判所にては、昨日より静岡事件の被告二十六名の内、毎日五名宛の下調べが始められ、既に調べ済みになりたるは鈴木音高、清水綱義、湊省太郎、宮本鉄太郎、鈴木辰三、中野次郎三郎、山田八十治郎、清水高忠、潮潮伊助、藪重雄の十名にて、残らず下調べを終りたる上、近日公判を開かるゝ由。

この「下調」は五月三十一日に終り、<sup>(10)</sup> 弁護人の分担は次のように決定した。

増島六一郎……潮湖、山田、小山、清水(高)。角田真平……鈴木(音)、小林、前島。齋藤孝治……木原、浅井、平沢。松尾清次郎……川村、中野、足立、藪。武藤直中……湊、鈴木(辰)、宮本、上原、真野、大畑。小川三千三……名倉、清水(綱)。渡辺義雄……小池、村上、高橋。大矢早利……室田。

その後、齋藤孝治代言人が佐渡へ出張のため、小笠原久吉代言人に変更されたが、<sup>(13)</sup> いずれも当時として一流代言人であり、



堂々たる弁護陣であつた。なお、公判直前、小川代言人が病氣のため、その担当は渡辺代言人がひきついた。<sup>(14)</sup>

公判は、はじめ六月十七日から開廷の予定であつたが、弁護側の都合で数回延期され、ようやく七月二日に第一回公判が開かれた。四日からは連日開廷、七日の午前で事実審理を終了、同日午後と八日午前にわたり、検事の論告と弁護人の弁論が行われて閉廷した。<sup>(15)</sup> 公判の途中、被告同志の間に波瀾もあつたが(本稿三九頁以下参照)、被告対裁判所の間には、格別の紛糾もなく終つたのである。

七月十三日、東京重罪裁判所は、被告一同に判決の言渡を行い、前島をのぞく二十五名は有罪、その内訳は有期徒刑十五年四名、同十四年二名、同十三年一名、同十二年七名、重懲役九年四名、軽懲役八年一名、同六年一名、重禁錮四年(監視一年)一名、同二年六カ月(監視一年)一名、同一年六カ月(監視十ヵ月、罰金十円)二名であつた。そして前島は無罪放免となつたのである(各人の量刑については本稿四五頁以下参照)。

この判決に対し、小山徳五郎、真野真悠の二名が上告した。<sup>(16)</sup> しかし、同年十月十三日、大審院はこの上告を棄却した(後掲の判決文、本稿五三頁参照)。他の被告はすべて一審判決に服罪していたので、この二人に対する上告棄却を以て、静岡事件の裁判は完了したのである。

以下、項を分けて、二、三の問題点を考察する。

### 一 裁判管轄の問題

静岡事件の犯罪内容は、すべて静岡県下で発生した強盗事件であるにも拘らず、なぜその裁判が東京において行われたかが、先ず問題である。

治罪法においては、犯罪の地の裁判所を管轄裁判所とする原則があつた。

第四十条 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地ノ裁判所ヲ以テ予審及ヒ公判ノ管轄ナリトス

犯罪ノ地分明ナラサル時ハ被告人逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

例外は「犯罪ノ地分明ナラサル時」に限られていた。そうした原則の立法理由は「蓋シ証人ノ供述ヲ聴キ犯所ニ臨檢シ且ツ犯人ノ搜索証憑ノ蒐集皆ナ犯罪ノ地ニ於テスルヲ以テ最モ便宜」<sup>(17)</sup>だからである。ところが、この原則を貫くと、犯人が遠隔の地で逮捕された場合、管轄裁判所へ送るために、多額の費用と日時を要することが予想されたので、<sup>(18)</sup>治罪法の施行に先立ち、明治十四年九月二十日、太政官布告第四十六号を以て、次のような特例が定められていた。<sup>(19)</sup>

治罪法第四十条ニ犯罪ノ地ヲ以テ裁判管轄ノ規定有之候処当分ノ内犯罪ノ地分明ナル被告人ト雖モ管轄裁判所ヨリ囑託アリタル時ハ其被告人逮捕ノ地ノ裁判所之ヲ管轄スヘシ

治罪法の原則はすでに施行<sup>(15)</sup>（十五年一月一日—手塚註）の当初からその一部が崩壊していたのである。しかし、この特例も実際に施行してみると、大きな不便があつた。それについて、東京輕罪裁判所検事犬塚盛巍より伺いが提出された。<sup>(20)</sup>

明治十五年一月廿四日伺

明治十四年太政官第四十六号ヲ以テ前略犯罪ノ地分明ナル被告人ト雖モ管轄裁判所ヨリ囑託アリタルトキハ其被告人逮捕ノ地ノ裁判所之ヲ管轄ス可キ旨御布告相成候処右實際取扱方ノ儀ハ被告人逮捕ノ地ノ檢察官ニ於テ事件ノ模様ヲ審按シ其被告人ヲ管轄裁判所ニ送致スルヲ要セスト思料シタル時ハ事案ノ顛末ヲ犯罪ノ地ノ検事ニ通知シ併セテ其囑託アル可哉否ヲ照会シ其囑託ヲ待テ起訴可及手續ニ可有之果シテ然ラハ被告人所在地ノ司法警察官ニ於テ其拳動犯人ト思料スヘキ者アル等現行犯ニ準シ処分シ得ヘキ被告人ヲ逮捕シ拘留状ヲ発シ一応ノ捜査ヲ為シタル後検事ニ送致シタル時ノ如キ其拘留状執行ヨリ概ネ已ニ六七日ヲ經過スルヲ以テ囑託ノ義ニ関シ検事ヨリ前記ノ照会中拘留状十日ノ期限ヲ過クル者往々之アリ然ルニ検事ハ之ヲ收監状ニ換ヘ若クハ被告人ヲ責付スルノ職權ナキニ因リ重罪犯又ハ逃走等ノ恐アリテ解放シ得ヘカラサル者ニ付テハ如何トモ処分ノ施シ様モ無之去リ迪拘留日數經過ノ一点ニ拘束セラレ前書ノ照会ヲモ用ヒスシテ直ニ其被告人ヲ犯罪地ノ檢察官ニ送致スルカ如キハ囑託法ヲ設ケラレタル御旨趣ニ相戻リ可申又タ前書ノ照会一々電報ヲ借ルニ至テハ其事案ノ顛末ヲ尽ス能ハサル而已ナラス此等ノ事件ハ實際頻々遭遇スル所ニシテ其経費モ亦少額ナラサル儀ト存候就

テハ右等ノ場合ニ於テハ如何処分致可哉此段相伺候条至急何分ノ御指揮ヲ仰キ候也

この伺いに対して、司法省は内訓を定め、大審院、各裁判所、警視庁、府県に対して、次の通達(明治十五年二月十六日司法省丙第七号達)を發した。<sup>(2)</sup>

明治十五年二月十五日乙号内訓

被告人逮捕ノ地ノ檢察官犯罪ノ地ノ檢察官ニ照会中拘留ノ儀ニ付伺ノ趣ハ予テ管轄裁判所ヨリ囑託ヲ為シタルモノト看做シ一面ハ予審若クハ公判ヲ求メ一面ハ其犯罪ノ地ノ檢察官ニ其旨ヲ通知スヘシ此旨及内訓候也

この内訓は、前掲明治十四年太政官布告第四十六号の規定に対する一種の有権解釈とみられなくもないが、実質的にはその布告の内容を変更したものである。なぜならば、この内訓によつて、逮捕地の檢察官が犯罪地の檢察官へ一片の通知を送れば、逮捕地の裁判所を直ちに管轄裁判所とすることができたからである。それ以後、「囑託」はおそらく名目だけになり、全て「通知」によつて処理されたものと思われる。したがつて、治罪法の犯罪地優先の原則は、その根底がくずれたものといわねばならない。

静岡事件の場合、警視庁が主体となつて逮捕にのりだしたことは、前節で述べた。静岡まで二人の警部を派遣したことは、警視庁の並々ならぬ熱意を物語つている。警視庁がその逮捕者を静岡へ移送するがごときことは、最初から考慮していなかつたにちがいない。東京輕罪裁判所検事もそれを当然と考えて、東京輕罪裁判所の予審を請求したものと思われる。但し、検事が静岡輕罪裁判所の検事に囑託の有無の照会をしたかどうか、それとも単なる通知を發したのみで事を処理したのか、その点は正確にはわからない。しかし、検挙の態勢からみても、後者の公算はつよい。いづれにもせよ、静岡事件が東京で審理されたのは、治罪法第四十条にもとづく処置ではなく、その規定の特例によつたことだけは、たしかな事実である。

しかし、前に述べた司法省内訓の措置は、当時の法律制度のもとにおいても、不合理を免かれない。内訓を以て太政官布告の内容を實質的には変えているからである。<sup>(22)</sup> 当時の法律家でも、例えば井上操氏のごときは次のように指摘している。<sup>(23)</sup>

此内訓ニ從テ処置スヘケレトモ、尚ホ不都合ナキ能ハサルナリ。即チ被告人弁護人ヨリ、犯罪地ノ裁判所ヨリ囑託アリタルヤ否ヤ、其証拠ヲ一見セント申立ツルトキハ、逮捕地ノ裁判所ハ如何トモスルコト能ハス。因テ囑託アル以前ニ行ヒタル手続アレハ、皆之ヲ無効トセサル可カラサルカ如キ不都合ヲ生スルニ至ルヘシ。斯ク不都合ヲ生スル以上ハ、治罪法ノ本文通リニ行フカ、又ハ尚一ノ布告ヲ発シテ、逮捕地ヲ以テ管理ストセサレハ、實際上甚タ困難ヲ生シ尚ホ一層ノ不都合ヲ来スニ至ルヘキナリ。<sup>(句詭点)</sup>  
<sup>(手塚)</sup>

当然の見解である。静岡事件の場合にも、この内訓にもとづく措置であつた公算が大きいから、もしも被告側からその点を衝いて、予審の際、故障申立を行<sup>(24)</sup>、<sup>(治罪法第)</sup>、または公判に際し、管轄違いの申立を行つたならば（棄却の際は、公判を中断して上告もできた）<sup>(25)</sup>、<sup>(同前第二七七)</sup>、興味ふかい結果を生じたかも知れない。もちろん最終的には、前掲明治十四年太政官布告第四十六号による「囑託」の方法で、東京重罪裁判所の管轄が決定したとは思われるが、それにしても、国事犯被告の心意気を示す一波瀾はまぬがれなかつたであろう。しかし、静岡事件裁判の全過程において、そうした管轄の問題が採りあげられた形跡は全く存在しない。否、第二回の公判廷で（七月四日）、湊は「犯罪の地は静岡なるも、却て当法廷に移されたるは、満尼なり」<sup>(26)</sup>と述べている。私は、その理由の理解に苦しむ。<sup>(27)</sup>

## 二 内乱罪あるいは爆発物取締罰則が適用されなかつた理由

前節で述べたごとく、静岡事件の鈴木一派は、政府顛覆を目的とする内乱の陰謀を企て、次いで政府変乱を目的とする高官暗殺計画を練り、それらの資金調達を計るため強盜を行つたことは明らかである。さらに多少不確実ではあるが、爆弾の製造を行つた形跡もある。それにもかかわらず、裁判の過程において表面にあらわれたのは、単に強盜事件だけであつて、

それ以外のことは明るみにでていない。静岡事件の裁判において、このことはやはり究明すべき問題点の一つであろう。

元來、治罪法においては、内乱、外患などの国事犯は、高等法院と称する特別裁判所を開いて審理する方針が採られていた(第八三)。福島事件(明治十六年九月一日判決)と高田事件(同年十二月十七日判決)がその例である。その結果として、被告人は国民的「志士」として賞揚されるし、また高等法院の判決もかならずしも政府の企図に追隨したものではなかつた。それがため、政府は十六年十二月、治罪法の一部改正を行い、通常裁判所にも国事犯審理の権限を与えた(28)。その実例が飯田事件(明治十八年十月二十七日大坂事件(明治二十年九月二十四日))である。と同時に、その後続発した自由党関係の暴動事件においては、できる限りそれを国事犯として取扱うことを回避し、強盜、放火、殺人、兇徒聚衆などの一般的破廉恥罪を以て処断する方針が採られたのである。静岡事件に先立つ秩父騒動(明治十八年二月十九日)、加波山事件(明治十九年七月三日、東京、千葉、名古屋事件(明治二十年二月二十二日、大阪重罪裁判所判決))、爆発物使用の殺傷事件に極刑を科し、内乱罪で処罰するのと同じ効果をねらつたのも、そうした国事犯回避方針のあらわれであつた。

それでは、内乱の予備として強盜を行つた場合、これを単なる強盜として処罰することは、旧刑法の規定の恣意的曲解かといえは、かならずしもそうではない。当時、そうした場合に関する旧刑法解釈上の学説には、いくつかの異説があり、強盜罪説もその一つであることは、かつて私が別の機会に詳説したので(30)、ここでは繰りかえさない。要するに、政府の方針は、もつとも都合のよい学説を採つたまでである。

静岡事件の場合、名古屋事件の前例もあることとして、警視庁あるいは検事局の方針はおそらく最初から、おそくとも持兇器集団強盜の確証を握つてからは——それは検挙前あるいは検挙直後のことと思われる——強盜犯のみで処理することが決定していたものと思われる。一派の検挙直後、静岡大務新聞は、六月十六日の紙上に「県下自由党の拘引」と題する社説を

掲げ、その中で、

其嫌疑の原因の如き、或は国事に関するの罪犯なるか、或は通例の刑事に関するの犯罪なるか固より知るべからずと雖も、斯くも多数の黨員並に其関係者が続々拘引せらるゝを觀れば、通例の刑事に關係するの罪犯には非らずして恐くは国事に関するの拘引なるべしと想像せらるゝなり

と述べ、暗々裡に国事犯たることをほめかすと共に、それを期待するかの如き書き方をしていたが、翌月になると、強盗事件であることが専ら報道されはじめた。例えば七月三十日の記事で「鈴木首高外二十六名にかかる強盗嫌疑事件は国事に関する罪も含み居るやに伝うれど、今日まで取調べられしところにては、決して去ることなく、全く持兇器強盗に係る嫌疑にして殺傷強姦等をなせし者ありという」と述べているのが、その例である。この傾向は他の新聞にも一般的にみられる現象であつた。例えば、東京横浜毎日新聞のごときは、すでに早く六月二十日の記事で「今回の拘引事件に就きては、或は国事犯嫌疑なりと云ひ、或は常事犯嫌疑なりと云ひ、諸説紛々たれども、常事犯嫌疑なりと云ふの説稍確實なるが如し」と述べている。当局から断片的にながされる情報をもとにしたと思われる新聞記事の動向にこそ、当局の方針がもつとも敏感に反映していたといえるであらう。

しかし、内乱予備の強盗の場合、内乱予備罪のみが成立するという説、あるいは内乱予備罪と強盗罪の「数罪俱発」説もあつたから、<sup>(31)</sup>公判の際、被告側からその主張を述べて争う余地は十分あつたと思われる。にもかかわらず、そうした論点の法廷論争が行われた模様は全くない。わずかに鈴木首高らから強盗の動機として内乱陰謀の件が若干述べられたが、被告間の意見の違いから（本稿四〇頁参照）、そしてまたその点は問題にしない裁判所の方針のため、軽く葬られたのである。<sup>(32)</sup>判決直後、七月十五日・静岡大務新聞は「静岡事件落着」と題する社説を掲げ、次のように述べている。

其審問の事実乃普ねく世上に流布するに及びて、果して彼等乃犯罪は単に強盜にして、他に一片の目的も無く、唯私利の爲めに邪惡



力しなかつたことも考えられる。

### 三 公判における被告側の姿勢

管轄裁判所が静岡ではなく東京に定められたこと、内乱予備の強盜に單なる強盜罪を適用したことなど、いずれも法律問題として争う余地があつたにもかかわらず、被告側が余り関心を示さなかつたことは、前述の通りである。前者は直接に被告に利益をもたらずことではなかつたから、争わなかつたとしても、止むをえない点もあるが、後者は、国事犯たることを強調することによつて、彼等の眞の企圖を社会一般に知らせる絶好の手段であつたにもかかわらず、ほとんどそれを問題としなかつたのは、寔に不可思議である。加波山事件の裁判では、このことが最大の争点となり、被告は大審院へ上告するなど、法律上可能な限りの手段に訴えて法廷闘争を展開したが、それと比較して、静岡事件の被告は余りにも消極的であつた。そのみならず、公判全体を通じ、被告側の態度には甚だに、えきらない調子がみられることは、前に引用した静岡大務新聞の指摘（本稿三八頁参照）する通りである。

まずそのことは、公判第二日の七月四日、最初に訊問をうけた湊省太郎の次の冒頭陳述にもあらわれている。<sup>(36)</sup>

第一 本件の申立に付き各被告人等に於て、その申立る処区々相成る様のことありては、殊に不都合と存する故、十分なる注意をなし、陳述をされんことを希む。第二に我々心ならずも眞に不徳義なる所為をなし、刑法に問はるゝに至れるが、今此の事に付き事實を陳述するに互にその不徳義なることを云ひたりとて怨むる様のことなからんことを望む。第三に我々五尺の身命を掛て各被告人等に申述べたきことは、我々の意思目的は天能く之を知り居れば、今此に喋々其意思目的は述ぶるを要せざるなり。只我々は公訴状に現れたる事實に依り甘んじてそのなす処に任すべし

これは、被告人一同に対する湊の要望として述べたもので、同時に彼は裁判長に対しては、

今日となりては最早事實は別に申上げず、此の儘御処分相成る様願ひたし。



と述べている。要するに湊の希望は、被告人一同が、強盜の前提である内乱の企図については沈黙を守り、公訴状の事実だけをそのまま承認し、その範圍内で被告相互間に陳述のくいちがいが無い様に注意し、事実審理も早々に終らせ、早く「御処分」をうけたいというのである。しかし、湊のそうした希望は、かならずしも全員に徹底したものではなかつた。なぜならば、七月六日の第四回公判で、鈴木音高が、事件の内容が国事犯である旨の陳述を行ったことに端を発し、被告間に紛糾を生じているからである。鈴木の本張は、「予は原来自由主義を尊ぶ者にて、我が志望目的、常に現政府と反対に出つるより、何卒して其施政上に一大改革を加へんとの事を企て、此の目的を達せんには、必ず幾多の人員と金円とを要するを以て、此強盜罪を犯し、一は以て同盟の結合を固ふし、一は以て改革の資金を作りたる者にて、決して一身の私欲の爲めに非ざるなり。然るに其志望目的未だ成らずして、単に此の聞くも忌まはしき強盜の結果のみを留むるに至りしは、亦天なり命なりとは云へ、今更遺憾遺る方なきなり云々<sup>(37)</sup>」というのであつたが、この陳述が、湊並びに彼に同調する被告の鑿鑿を買つたのである。鈴木の発言を聞いた中野は、「各被告人等に一言したき事あり」として、次のように述べた。<sup>(38)</sup>

今法官閣下並に傍聴人諸君乃面前に言はんと欲して先づ血涙双眼を蔽ひ、悲泣嗚咽して言ふ能はざる者あるなり。各被告諸君は、第一回の公判席に於て、湊省太郎が発言を聞かれざりしや。湊氏は我々の爲に其五尺の身体を擲ちて、最も有益なる忠告を爲したる其好意は、肉身の兄弟と雖も如何で此親愛に優る事あるべきや。然るに諸君の内には往々其忠告を容れずして、或は無形の意志目的を述べんとする者あるは何事ぞや。湊氏は諸君が此の如き挙動あるを見て憤慨に堪へず。昨朝より死を決し食を絶てりと聞けり。湊氏が簡程まで熱心して忠告するに、猶ほ諸君は敢て其死を顧みず、婦女子に働ふて愚痴に類する目的を述べ、果して何の益かあるや。

山田も中野の意見に同調した。<sup>(39)</sup> さらに湊自身も、絶食の理由を次のように述べた。<sup>(40)</sup>

今回のことはすること爲すこと、皆目算違となりしものなれば、今更無形に属する目的を開陳するも、其詮なければ、何事も云はず、只相当の御処置を願う様致したく思ひたるに、被告人中には私の忠告を用ひず、各自その無形に属する目的を陳述するものあり。誠に不本意に堪へざるなり。是を以て絶食して命を断たんとはなしたり。

溲の絶食は、五日以来のこととあるから、四日の公判廷で、すでに国事犯の主張をしたものがいたと思われる<sup>(41)</sup>ところ、前掲明治叛臣伝では、この紛糾が、全くちがった意味に表現されている<sup>(42)</sup>。

中野の言葉の大意はかうである——諸君の中には、獄中で絶食するものがあるらしい。これは破廉罪を以て擬せられたので、それに激しての事であろう。そもそも諸君と約束したのは、政府を顛覆しない時には、斬死するか、法網にかゝるかの二つであつた。此様な運命に立ちいたるは、初めから分つて居る。今更愚痴を云ふのは男子ではない。従つて弁論によりて、罪を逃れようとするのは、志士のすべき事でない。弁護士も不必要である。僕は裁判長の権能に任かして、相当の罪に服罪する積りである。

この記述によつたと思われる前掲自由党史は、事実をさらに潤色して、次のように述べている<sup>(43)</sup>。

始め東京重罪裁判所の静岡の獄を断ずるや、同志皆な強盜犯を以て擬せられたるを恥ぢ、絶食して死を圖る者多し。中野二郎三郎、裁判長の許可を受け、法廷に於て一言して曰く、諸君の中には獄中食を絶つ者多しと、思ふにこれ破廉恥罪を以て擬せられたるに激せる結果ならん。然れども予等の諸君と約するの意は、政府顛覆の目的を達する能はずんば、斬死するか、或は法網に罹るか、二者一を択ぶにありしに非ずや。果して然らば、今日の如き運命に遭遇するは、当初より既に予期せられたる所、今に追んで之を恥づるは、男子の所為にあらず、是故に、予は敢て弁論によりて罪を遁るゝを欲せず。今日に於ては弁護士も亦其必要無し。たゞ裁判長の権能によりて処断するに任せ、潔く之に服罪するあらんのみと。言々悲壯、聞く者為めに泣然たり。其結果、悉く弁論を用ひずして服罪す。

「弁論を用ひず」というのも事実<sup>(44)</sup>に反するが(本稿三二頁参照、それよりも、溲(その他にもあつたかも知れない)が「絶食」したのは「強盜犯」を「恥ぢ」たためとするのは、全く正反対である。彼は、同志の一部が単なる強盜犯に甘んぜず、国事犯の主張をすることに「絶食」を以て抵抗したのである。

さて、中野と鈴木音高の主張が対立したので、裁判長は一時休憩を宣し、その時間を利用して被告一同協議した結果、それ以後は、国事犯の主張を行わない申合せが成立したといわれる。そして鈴木音高も「中野氏の言に従ひ決して夫等の陳述を為さざるべし<sup>(45)</sup>」と述べ、被告間の紛争は終つた。伊藤痴遊氏は、これを「一場の悲劇」と呼んでいるが、それは中野の陳

述を「茲に至つた以上は」国事犯たる主張をせず「潔く藩閥政府の爲すに委せて、男らしい最後を遂げ」「常事犯の汚名を受けよ」という「悲壯を極め」た意味に理解(46)されての事である。

それでは、湊が「絶食」し、さらに中野が法廷で支援の演説まで行つて、なぜ一部同志が述べんとする国事犯の主張を差止める必要があつたのか。伊藤痴遊氏は、たとえ強盗犯で処罰されるにもせよ、その強盗は「施政上に一大改革を加へん」ための資金かせぎであつたことを折にふれて強調せんとする鈴木音高の一派と、そうした愚痴めいたことは止め「潔く常事犯の汚名」をうけよと主張する湊、中野の一派とが対立、結局、湊一派が鈴木一派を説得したように云われているが、ただそれだけのことであつたとは、私には考えられない。もしそうならば、むしろ鈴木一派の主張の方が、相手側を説得する十分な根拠があつたように思われる。鈴木音高らが、湊、中野の説得に屈したからには、そうした感情論ではなく、何か決定的な別の原因があつたにちがいない。その原因こそ、宮本鏡太郎、鈴木辰三らによつて行われた宇佐美探偵（静岡警察署雇）殺しの一件であつたと、私は考へる。

宇佐美探偵殺しの一件が書かれているのは、これまでの静岡事件関係の諸文献の中で、私の知る限りでは前掲明治政史のみである。それによると、明治十七年八月中旬、鈴木辰三、湊省太郎、鈴木音高その他三、四名の同志が、鈴木辰三宅に集まり、「最近静岡署のスパイとして雇はれ盛に活動して居る宇佐美某」を「一日も早く何とか処分」することを相談、「万事は鈴木辰三に依頼」ということに決まつた。というのは「最近の頻々たる強盗事件に対して、五里夢中の間に彷徨つてゐた警察官の犯人に対する着眼点は、此の宇佐美によつて一縷の光明を認めそうになつて来た」ためであつた。この相談の翌日、鈴木辰三と宮本は、同志の一人で静岡署の雇であつた真野真徳を通じて、用宗海岸の料亭に宇佐美を誘いだし、一日の清遊を試み、その夕方、海岸で彼をピストルで射殺したといふのである。(48)(49)

そのほか、明治政史には随所にこの一件の記述がみられる。例えば予審終結の個所で「鈴木辰三や宮本鏡太郎のやつた宇

佐美銃殺の一件等、暗の中に葬られてしまつたのである」とか、あるいは宮本逝去についての個所で「辰三と共に用宗の刑事殺しもした……彼の宮本鏡太郎の如きは、伊豆山の客舎に只一人……此の世を去つた」と述べているのがそれである。明治政史が鈴木辰三談にもとづく読物であることは、前に述べた（本稿六頁註26・参照）。私は、事件発生後約四十年にして、鈴木辰三がはじめて宇佐美殺しの真相を告白したものと理解したい。

この殺人一件が事実であつたという前提にたつて、静岡事件の裁判を睨めると、その公判で、被告達の採つたにえ、きらな、い、態度とくに湊、中野等が必死になつて鈴木音高等が国事犯の主張をするのを阻止した謎が氷解する。なぜか。国事犯の問題を公判に持ちだせば、裁判は容易に進行しない。この渋滞の間に、どんなぎつ、かけで殺人の一件が暴露するかもわからない。これを陰蔽するためには、早く裁判を終らせるに限る。これが中野一派の思惑であつたと思われるからである。もしも殺人の件が明るみにできれば、すくなくとも鈴木辰三と宮本の両名は、死刑を免かれなかつたであろう。そうした最悪の事態を招かないため、湊、中野らの勧告をうけいれ鈴木音高らは国事犯の主張をうち切つたものと、私は考える。前掲明治政史に「実際、鈴木辰三から考へれば、予審調書そのまゝを認めて服罪すれば、無期懲役や死罪になる様な事は決してない。それを段々延引せしめて、更に証拠の蒐集にでもかかられ、用宗海岸に於ける宇佐美銃殺の一件でも暴露やうものなら、差しづめ自分や宮本は断頭台の露と消えなければならぬ。若しこのまゝで進めば重くても廿年を越ゆる様なことはない」という記述があるが、これこそ鈴木（辰）の偽わらざる告白であつたにちがいない。すなわち、中野、湊らの考えは、そうした同志の危険を避けるため、早く裁判を終らせることが、主たる目的であり、国事犯そのものの是非は問題ではなかつたのである。このように考えると、裁判の管轄がどこであろうと歯牙にもかけなかつた理由、そしてまた大半の被告が大審院へ上告しなかつた理由も、おのずから明らかであろう。

しかし、現在までのところ、私はまだ宇佐美殺しの一件を、絶対の事実と主張するキメ手はもつていない。なお、大方の

御教示を乞う所以である。

#### 四 法律適用、量刑、上告

次に予審決定言渡書、公訴状、第一審判決に至る過程において、それぞれの犯罪事実に対する法律適用がどのように推移したか。そしてまた、各被告の量刑がどのような法律操作で決定したか、さらに一部被告の上告に対して、大審院はどんな反応を示したかの問題を考察したい。

すでに述べたごとく、この裁判においては、予審以来、事実の認定、法律の適用、いずれの面においても、余り大きな争点はなかつた。それがため、予審決定言渡書、公訴状、判決書にみられるそれらの点は、若干の個所をのぞき、大きな変化はみられない。

いま、各被告別に、犯罪事実の認定とそれに対する法律適用、および判決における量刑を表示すれば、次の通りである。

前註(1) 予審決定言渡書の内容は、公訴状とほとんどがわなないから省略した。

(2) 公訴状と判決書とは、同一犯罪事実に対する事件番号がちがう点に注意すべきである。それぞれの番号が示す具体的な犯罪事實は、本稿一二頁以下所載犯罪一覧表を参照のこと。

(3) 適用条文はすべて旧刑法のそれである。同法では、数罪併発の場合(本稿五八頁参照)、「一ノ重キ罪」によつて処罰された。いわゆる吸収主義である(旧刑法第一〇〇条)。「数罪併発の場合云々」とある欄は、それによつて量刑が行われた「一ノ重キ罪」を判決事件番号で示したものである。

(4) 当時の公判においても、検事は論告の際、求刑(刑の種類別を示し、有期刑の場合、刑期は述べないのが通例である。また、酌量減刑について述べる場合もある。)を行すが、本裁判のそれは残念ながらわからない。当時の新聞で、それを報じたものは、私の知る限りではみあたらない。

鈴木辰三				宮本鏡太郎				濑省太郎			氏名事項	
3 ・ 8 ・ 13	12		10 2 ・ 4 ・ 7	3 ・ 9 ・ 13	12		4 ・ 7	5 ・ 9	6	2 ・ 4 ・ 7	有罪と認定された公訴状の事件番号	公訴状
378 379 112 113	380		378 379	378 379 112 113	380		378 379	378 379 112 113	380	378 379	適用条文	
12 ・ 14 ・ 16	8 の 2	8 の 1	6 3 ・ 4 ・ 5	12 ・ 15 ・ 16	8 の 2	8 の 1	4 ・ 5	13 ・ 15	1	3 ・ 4 ・ 5	有罪と認定された判決の事件番号、公訴状	判決
378 379 112 113	303 302 301Ⅱ	378 379	378 379	378 379 112 113	303 302 301Ⅱ	378 379	378 379	378 379 112 113	378 380	378 379	適用条文	
4 (4)				4 (4)				1 (6)			数罪併発の場合、量刑を重くする罪、ノ重キコを重キコ	
378 379				378 379				378 380 酌量1 等 89 90			上掲の罪に対する適用条文その他	
強 持 盗 兇 器				強 持 盗 兇 器				強 盜 傷 害			罪 名	
十五 有 年 期 徒 刑				十五 有 年 期 徒 刑				十五 有 年 期 徒 刑			量 刑	
											備 考	

足立 邦太郎			川村 弥市		小山 徳五郎			潮 湖 伊 助	山 田 八 十 太 郎	中 野 二 郎 三 郎	
9	12	11	12	11	9	12	11	12	11	12	11
378 379 112 113	380	378 379	380	378 379	378 379 112 113	380	378 379	380	378 379	380	378 379
15	8 の 1	7	8 の 1	7	15	8 の 1	7	8 の 1 (12 1)	7 (11)	8 の 1	7
378 379 112 113	378 379	378 379	378 379	378 379	378 379 112 113	378 379	378 379	378 379	378 379	378 379	378 379
8 の (12 1)			8 の (12 1)		8 の (12 1)					8 の (12 1)	
378 379			378 379		378 379			378 379 酌量1 等減 89 90	378 379 酌量2 等減 89 90	378 379	
強 持 盜 兇 器			強 持 盜 兇 器		強 持 盜 兇 器			強 持 盜 兇 器	強 持 盜 兇 器	強 持 盜 兇 器	
十二 有 年 期 徒 刑			十二 有 年 期 徒 刑		十二 有 年 期 徒 刑			重 九 懲 役 年	輕 八 懲 役 年	十四 有 年 期 徒 刑	
								公訴状の法律適用で、 事件は実数認罪俱定発 はみ認罪俱定発とある 誤りであるから、 九懲役年とする。			

村上 佐一郎	(広瀬) 重雄		鈴木 音高	清水 高忠			清水 綱義			名倉 良八				
4	5	4	4 ・ 10	5	6	16	1 ・ 14 ・ 15	5	6	15 ・ 16	1 ・ 4 ・ 14	9	12	11
378 379	378 379 112 113	378 379	378 379	378 379 112 113	380	378 379	378 379 112 113	380	378 379	378 379 112 113	380	378 379 112 113	380	378 379
4 (4)	13	4	4 ・ 6	13	1	11	2 ・ 9 ・ 10	13	1	10 ・ 11	2 ・ 4 ・ 9	15	8 の 1	7
378 379	378 379 112 113	378 379	378 379	378 379 112 113	378 380	378 379	378 379 112 113	378 380	378 380	378 379 112 113	378 379 112 113	378 379	378 379	
	4 (4)	4 (4)		1 (6)				1 (6)				8 の 1 (12)		
378 379 酌量1 等減 89 90	378 379	378 379	378 379	378 380 酌量1 等減 89 90			378 380 酌量1 等減 89 90			378 380 酌量1 等減 89 90		378 379		
強持 盗器	強持 盗器	強持 盗器	強持 盗器	傷強 害盗			傷強 害盗			傷強 害盗		強持 盗器		
重懲役 九年	十二 年	有期 徒刑	十有 期徒 刑	十三 年			有期 徒刑			十五 年		十二 年	有期 徒刑	



大畑常兵衛	小林喜作		真野真徳	平沢幸次郎	上原春夢	浅井満治	木原成烈		高橋六十郎	小池勇	
17	19 の 2	19 の 1	18	8	9	2	8	2	10	5	4
378 379 112 109	378 379 113 109	399 400	378 379 109	378 379 112 113	378 379 112 113	378 379	378 379 112 113	378 379	378 379	378 379 112 113	378 379
17 (17)		19 (19 の 1)	18 (18)	14 (8)	15 (9)	3 (2)	14	3	6 (10)	13	4
378 379 112 113 109	無 罪	399 400	378 379 109	378 379 112 113	378 379 112 113	378 379	378 379 112 113	378 379	378 379		378 379
							3 (2)				4 (4)
378 379 112 113 109	399 400		378 379 109 酌量1 等減 89 90 69	378 379 112 113	378 379 112 113 酌量1 等減 89 90 69	378 379 酌量1 等減 89 90	378 379 酌量1 等減 89 90	378 379 酌量1 等減 89 90	378 379 酌量1 等減 89 90		378 379
強盜 持 兇 器 従 犯	贓 物 寄 蔵	強盜 持 兇 器 従 犯	強盜 持 兇 器 未 遂	強盜 持 兇 器 未 遂	強盜 持 兇 器 未 遂	強盜 持 兇 器 未 遂	強盜 持 兇 器 未 遂	強盜 持 兇 器 未 遂	強盜 持 兇 器 未 遂	強盜 持 兇 器 未 遂	強盜 持 兇 器 未 遂
監 一 年 六 月 一 視	重 禁 錮 一 年 六 月 十 金 十 月 十 視	監 一 年 六 月 一 視	重 禁 錮 一 年 六 月 一 視	監 一 年 六 月 一 視	重 禁 錮 一 年 六 月 一 視	監 一 年 六 月 一 視	重 禁 錮 一 年 六 月 一 視	重 禁 錮 一 年 六 月 一 視	監 一 年 六 月 一 視	重 禁 錮 一 年 六 月 一 視	監 一 年 六 月 一 視
	19の1は贓物寄蔵 (日本刀をみつかる) 19の2は強盜従犯 (日本刀貸与)										

前島格太郎	室田半二								
21	20								
378 379 109	152	399 400	378 379 109	21	20	無罪	無罪		
無罪	152	399 400	無罪		20 (20)				
							399 400		
							贓物寄蔵		
							重禁錮 一年六月 罰金 十 監視 十 月		
							無罪になつたのは、 強盜従犯		

後註 旧刑法の關係条文を左に掲げる。

第一七条 徒刑ハ無期有期ヲ分タス島地ニ發遣シ定役ニ服ス

有期徒刑ハ十二年以上十五年以下ト為ス

第二二条 懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス但六十歳ニ滿ル者ハ第十九条ノ例ニ從テ

重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下ト為ス

第二四条 禁錮ハ禁錮場ニ留置シ重禁錮ハ定役ニ服シ輕禁錮ハ定役ニ服セス

禁錮ハ重輕ヲ分タス十一日以上五年以下ト為シ仍ホ各本条ニ於テ其長短ヲ區別ス

第六九条一項 輕懲役ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処スルヲ以テ一等ト為ス

第八九条 重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得

法律ニ於テ本刑ヲ加重シ又ハ減輕ス可キ者ト雖モ其酌量ス可キ時ハ仍ホ之ヲ減輕スルコトヲ得

第九〇条 酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第二〇九条 重罪輕罰ヲ犯スコトヲ知テ器具ヲ給与シ又ハ誘導指示シ其他予備ノ所為ヲ以テ正犯ヲ幫助シ犯罪ヲ容易ナラシメタル者ハ従犯ト為

シ正犯ノ刑ニ一等ヲ減ス(以下略)

第一一二条 罪ヲ犯サントシテ已ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ已ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ

減ス

第一一三条一項 重罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ前条ノ例ニ照シテ処断ス

自由党静岡事件裁判小考

第二五二条 他人ノ罪ヲ免カレンメンコトヲ図リ其罪証ト為ル可キ物件ヲ隠蔽シタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ処シ二円以上二十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第三〇一条 人を毆打創傷シ二十日以上ノ時間疾病ニ罹リ又ハ職業ヲ営ムコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ処ス  
(以下略)

第三七八条 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト為シ輕懲役ニ処ス

第三七九条 強盜左ニ記載シタル情状アル者ハ一個毎ニ一等ヲ加フ

一 二人以上共ニ犯シタル時  
二 兇器ヲ携帯シテ犯シタル時

第三八〇条 強盜人ヲ傷シタル者ハ無期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス

第四〇〇条 前条(贓物寄藏、故買、牙保——手塚註)ノ罰ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

右の表でわかるごとく、全般的には公訴状との間に余り変化はないが、若干の相違はある。その主なる点は、次の通りである。

(1) 金指銀行事件の場合(公訴状事件番号12)、最初、鈴木頭取宅で強盜を行い、その引揚げ途中、村民と衝突、宮本、鈴木辰三の二人が村民を傷害したが、公訴状では、この事件を一括、強盜傷害(旧刑法第三八〇条一項)としていた。判決では、この事件を二つに分け、鈴木頭取宅の強盜(判決事件番号8の1)と、村民傷害(事件番号8の2)をきり離し、前者には強盜罪(旧刑法第三七八条第三七九条)、後者には罪を免かれる為の傷害罪(同前第三〇一条——第三〇三条)を適用した。強盜傷害は無期徒刑であるから(同前第三八〇条一項)、もしも、判決が公訴状通りであつたならば、中野、潮湖、小山、足立、名倉、川村の量刑は、かなり重かつたと思われる。

(2) 小林喜作、室田半二は強盜従犯(公訴状事件番号19の2、20の一部)が証拠不十分で無罪となつたので、量刑はかなり輕減された。

(3) 前島格太郎の強盜従犯は、前にも述べたごとく、予審で最初は免訴になつたが、検事の故障申立てで復活、判決で結局

無罪となつた。検事も公判廷で「有罪無罪は裁判所の認定に任す」（本稿五六頁参照）と述べていたから当然であろう。

(4) 山田は持兇器集団強盗の一人であるにもかかわらず、とくに「酌量二等減」で軽懲役になつてゐるのがめだつ。これについて前掲明治政史は「山田は浜松署へ出入して、他の方面に於ては尠からず功勞のあつた事もあるもので、浜松署から警視庁へ送る調書にも成るべく有利に書かれたのである。これが抑々罪を軽減せられたる重大原因であつたと見ていい」<sup>(56)</sup>と述べている。そうした原因があつたかも知れないが、唯一回参加した強盗の際、見張役を務めただけの点が考慮されたものと思われる。

このように、東京重罪裁判所の判決の結果は、少数の被告について、事実認定あるいは法律適用の変更により、さらにまた酌量減刑により、公訴状の場合よりも、刑が若干軽減された。一人ではあるが、無罪放免者もたつたのである。しかし、公判廷で、自己の罪状の中、全部の無罪あるいは一部の無罪を主張した数人の被告の申立は、ほとんど受け入れられなかつたので、それら被告の間に不満がのこつたことは否めない。その中で、小山、真野が大審院へ上告したが、それも結局、大審院によつて棄却されたことは前にも述べた。次に掲げるのは、それに関する大審院の判決書である。やや冗長ではあるが、これまでの静岡事件関係の文献には紹介されていないので、その全文を引用しておく。

明治二十年甲第一二三四号

宣告書

静岡県遠江国敷知郡浜松板屋町七番地 平民

左官職

小山 徳五郎

四十四年十二月生

静岡県駿河国阿部郡静岡馬場町百二十五番地

士族 無職

右徳五郎外一名カ強盜及ヒ強盜ノ情ヲ知りテ器具ヲ給与シタル等ノ被告事件ニ付明治二十年七月十三日東京重罪裁判所ニ於テ審理ノ末第七第八ノ其一ノ所為ハ刑法第三百七十八條第三百七十九條第十五ノ所為ハ刑法第三百七十八條第三百七十九條第一百二十二條第一百十三條第八ノ其二ノ所為ハ刑法第三百三條第三百二條第三百一條第二項第十八ノ所為ハ刑法第三百七十八條第三百七十九條第二百九條ヲ適用ス可キモノトス而シテ徳五郎ハ數罪俱発ニ係ルヲ以テ刑法第百條ヲ適用シ一ノ重キ第八其一ノ所為ニ從ヒ刑法第三百七十八條第三百七十九條ニ依リ有期徒刑ニ処ス可キモノトス被告真恂ハ刑法第三百七十八條第三百七十九條第二百九條ニ依リ重懲役ヨリ一等ヲ減シ輕懲役ニ処スヘキ処酌量スヘキ情狀アルヲ以テ刑法第八十九條第九十條ニ依リ一等ヲ減シ刑法第六十九條ニ依リ重懲劔二年以上五年以下ノ範圍内ニ於テ処断シ仍ホ同法第三百八十四條ニ依リ監視ニ付スヘキモノトス因テ被告徳五郎ヲ有期徒刑十二年ニ被告真恂ヲ重懲劔二年六ヶ月ニ処シ監視一年ヲ附加スト言渡シタル裁判ヲ不当ナリトシ被告徳五郎真恂ハ各上告シタリ

被告徳五郎カ上告ノ要旨ハ第一檢事ノ公訴狀第九第十二ニ記載アル各名ノ者共ニ於テモ自分ト共ニ事ヲ行タル覺ナント上申スルモアリ左スレハ自分ニ於テ相被告等ト共ニ相謀リタル証拠ノナキコト完全タルモノナリ然ルヲ如何ナル証拠ニ因テ有期徒刑ヲ適用セラレタルヤ不審理ノ一点ニシテ不法ナリ第二東京警視第二局並ニ予審廷ノ口供等ハ係官ノ權意ニ出テタルモノナリ及び相違無キモノト認定スルモ相被告等ノ上申ハ区々ニシテ一モ確乎タル処ナシ然ルニ有期徒刑ヲ適用セラレタルハ錯誤ニ出テタルモノカ係官ノ權意ニ出テタルモノカ二者必ラス一ニ居リ是レ不当ノ裁判ナリ第三被告ハ相被告等ト其事ヲ行ヒタルモノト假定スルモ証拠充分ナラサレハ法律ノ支配ヲ受ク可キ者ニ非ラス然ルニ本件裁判ハ自分ニ一ノ証ナルモノヲ示サス又自分ノ上申シタル処ハ一モ裁判セス唯想像ヲ以テ裁判ヲ降サレタルハ不法ナリ因テ公明至当ノ審判ヲ仰クト云フニ在リ被告真恂カ上告ノ要旨ハ被告ハ強盜ノ情ヲ知りテ鉄砲ヲ貸与シタルコトアラサルヲ以テ無罪ノ言渡ナカラサルヲ得サルナリ然ルニ原裁判所ハ同被告人前島格太郎ノ為メ小林喜作ノ為メ室田半二ノ為メニハ同被告鈴木辰三ノ陳述及ヒ前島格太郎小林喜作室田半二カ弁護人角田真平ノ弁論ヲ採リ前島格太郎カ公租金ノ集リアルルヲ告知シ又ハ刀劍ヲ貸与シテ強盜ヲ幫助シタリトノコト小林喜作カ強盜ノ情ヲ知りテ刀劍ヲ貸与シタリトノコト室田半二カ強盜ノ情ヲ知り道案内ヲ為シタリトノコトハ共ニ犯罪ヲ証スルノ証憑充分ナラサルモノトシ無罪ノ証拠ト為シ置キナカラ特ニ被告ニ對シテハ同一ノ採証法ヲ用ヒラレサルノミナラス事實ニ徴セス証拠ノ有無ニ係ラス法律ニ背キ犯罪ノ証拠ヲ明示セス有罪ノ裁判シタルハ不法ナルヲ以テ破毀ヲ求ムト云ヒ仍ホ弁明書追申書ヲ以テ擴張スル要旨ハ第一原判文ニ証拠書類ノ朗読ヲ聴キトアルモ書類ノ朗読ハ被害者ノ盜難届ノミニシテ其他ノ

証書書類ハ一片紙ノ朗読ナキモノナリ故ニ上告人ニ対スル各被告人ノ陳述ハ如何ノ利益アルヘキ陳述アリタルヤ否ヲ知ルニ由シナンシ第二原裁判所ハ本年五月十七日公訴状ノ受理アリテヨリ同七月二日公判開廷マテ四十七日間ヲ經過スルニ治罪法第三百七十八條下調ヘノ式ヲ履行セラレサルニヨリ公判開廷ノ初日之ヲ伺問セシ処裁判長ハ之レニ答フルニ汝チハ減等シテ輕罪ニ処スヘキニヨリ弁護人撰任如何ノ下問ヲ為サ、リシナリト夫レ如斯審理ニ先ンチ予想ノ判決ヲ予告セラレ而テ結局其予想予告ノ如ク裁判セラレタルハ被告事件ノ事實理由ノ審問ニ心ヲ用ヒス証拠ノ明察ニ意ヲ注カス唯推測ヲ逞フシテ罪ヲ断定セラレタル者ナリ第三被告ハ強盜ヲ幫助セシ証拠無キヲ以テ無罪ノ言渡アルヘキ筈ナルニ有罪ノ宣告セラレタルハ擬律錯誤ナルノミナラス事實理由ニ不備アル裁判ナリ第四判文ニ各被告人カ公廷ノ陳述ハ証拠中ノ一ニセラレシモ各被告人カ公廷ノ陳述中鈴木辰三ニ於テハ自分宅ニ真愆カ措志レタル短銃ヲ無斷持行タリト云ヒ又宮本鏡太郎ハ鈴木辰三方ニアリタル短銃ヲ鈴木辰三ニ斷リ持行キタリト云フニアリテ上告者カ強盜ノ情ヲ知りテ貸与セシニ非ラサルコト明白タリ然ルニ原裁判所ハ各被告人カ公廷ノ陳述ヲ証拠中ノ一ニ採リ言渡書ニ明記シ置キナカラ有罪ノ証拠トナシタルハ事實理由ニ齟齬アリト云ハンカ又ハ擬律ノ錯誤ナリト云ハン乎執レニセヨ不法ナリト云ヒ又追伸書ヲ以テ前意ヲ敷衍セリ

対手人東京控訴院檢事岩田武儀ハ被告兩名カ上告ノ理由無キ旨ヲ答弁セリ

大審院ニ於テ治罪法第四百二十五條ノ法式ヲ履行シ被告徳五郎ノ代言人熊谷榮藏<sup>(59)</sup>ノ陳弁及ヒ立會檢事加納久宜ノ意見ヲ聽キ審理判決スルコト左ノ如シ

被告徳五郎カ上告第一第二被告真愆カ上告趣旨前段及ヒ第三第四ノ擴張論旨ハ原裁判官ノ特有スル職權内ニ侵入シ事實ノ判定ト採證ノ當否ヲ論難スルニ過キサレハ治罪法第四百十條ノ各項目ニ適當セサレハ上告ノ原由ト為スヲ得ス被告徳五郎カ上告第三ハ被告ニ証拠ヲ示サス又被告ノ上申シタル処ハ一モ裁判セス唯想像ヲ以テ裁判シタルハ不法ナリト論告スレトモ被告人ニ証拠物件悉皆ヲ示シ且ツ弁解ヲ為サシメアルコトハ公判始末書ニ徴シテ明瞭ナリ又被告ノ陳述シタル事ヲ一々裁判ス可キ者ニ非ラサレハ之ヲ裁判セサル由モ不法ニ非ラサルナリ又被告真愆カ上告ノ理由トスル中ニ犯罪ノ証拠ヲ明示セス有罪ノ裁判シタルハ不法ナリト云フ所アレトモ被告徳五郎カ上告第三論旨ニ対シ弁明シタル通りナルヲ以テ再ヒ弁明ヲ与フルヲ要セス被告真愆カ第一擴張論旨ハ証拠書類ヲ朗読セサル旨云フト雖モ公判始末書<sup>(60)</sup>ヲ査スルニ裁判長ハ弁護人被告人等ニ対シ朗読ヲ請求スル書類アルヤ否ヲ問フタルニ各弁護人ハ別段請求ナシ尤モ朗読アリタルモノト看做シアツテ檢察官ノ証拠トセラル、書類モ總テ朗読ヲ略セラレ有罪無罪ノ証トセラレテ異議ナシトアリ而シテ又各被告人ハ弁護人共ノ意見ニ同シ別段異議ナキ旨ヲ陳述シアレハ仮令証拠書類ノ朗読無キモ今日ニ至リ彼此論難スルコトヲ得サル者トス其二ハ下調ヘノ式ヲ履行セサル旨喋々論難スレトモ一件書類ヲ閱スルニ明治廿年七月二日被告ニ対シ下調ヲ為シ且ツ弁護人ヲ撰定シタル

コトハ明瞭ナリ其下調タルヤ其手続ヲ誤リテ前後ニ相成タルモ被告ニ於テ別段異議無キ旨ヲ答ヘアル以上ハ是亦彼此論難スルコトヲ得  
 ス因テ被告兩名カ上告趣旨ハ総テ相立タル者トス

右ノ理由ナルヲ以テ治罪法第四百二十七条ニ依リ本案上告ハ棄却スル者也

大審院ニ於テ檢事子爵加納久宜立會宣告ス

明治二十年十月十三日

大審院刑事第一局長代理

大審院評定官	人	見	恒	民
大審院評定官	河	口	定	義
同	奥	山	政	敬
同	山	本	昌	行
同	島	田	正	章
裁判所書記	渡	辺	省	吾

この判決にあらわれている上告論旨は、強盜に同行しなかつたとか、あるいは強盜の情を知つて短銃を貸与したものでなかつたとか、ほとんどすべて事実問題にすぎない。元來、大審院は「法律上ノ誤謬アルトキニ覆審スルノミニ限リテ決テ事實上ニ立入りテ裁判スルコトナシ」とするものであるから、事実認定の争点をもちこんだ場合、直に一蹴されるのは当然である。わずかに真野に関する弁護人選任の問題と、証拠書類朗読省略の問題は、法律上の争点といえなくもないが、前者は公判進行手続における些少の瑕疵に対するいいがかりとも考えられるし、後者は被告一同承認済のことであつたとすれば問題にはならない。要するにこの上告は、最初から法律上の争いにならないものを争つたという印象をうける。静岡事件の裁判に関し、大審院へ上告して最後まで争うべき法律上の問題点は（前に述べたごとく裁判管轄の問題は、公判中の上告問題である）内乱予備の強盜を単に強盜罪で処罰することの是非を措いては、他に考えられない。もちろん、加波山事件の先例もあること

とく、そうした上告理由も大審院の容認するところとはならなかつたであらうが、それにしても、国事犯の被告らしく東京重罪裁判所の判決に挑戦し、大審院法廷で堂々争う法律上価値ある問題であつたことは間違いない。しかし、前に述べたような裁判の終結を急ぐ特殊の事情の伏在を考えると、被告側にそれだけの余裕がなかつたのも、止むをえないというべきであらう。

(1) 前掲明治政史・大正十五年五月二十二日・静岡新報。「収監」とあるは、勾留状を執行されたという意味であらう(治罪法第一二七条)。なお、前掲明治政史によると、逮捕者の中、東京へ送つた者は一括して船便を利用したと述べている(前掲明治政史・同前)。しかし、当時の新聞報道によると、清水父子と鈴木辰三は六月十八日午後、警視庁へ護送されて到着している(六月二十日・静岡大務新聞)、真野、小林も十九日に到着している(六月二十二日・同新聞)。また、小池勇の場合は、六月十六日に多治見で逮捕され、十九日に巡查一名に護送されて出立、二十二日静岡警察署に一泊(この時拘留状を受取る)、二十五日東京に到着している(前掲小池勇自叙伝(一)・歴史評論昭和三十二年十月号・五一頁)。こうしたところからみて、一括船便輸送の件は疑わしい。

(2) 前掲明治政史・大正十五年五月二十三日・静岡新報。なお、重罪の場合も、その予審は軽罪裁判所の管轄である(治罪法第五四条)。

(3) 伊藤痴遊氏は「荒川と島村、それから前島豊太郎の倅角太郎と、著者の四人が免訴放免」されたと述べている(前掲裏面史・三五三頁)が、この荒川は「愛知県の荒川太郎」、島村は「岐阜県の島村友吉」(まま)のことである(前掲書・三四六頁)。しかし「島村」あるいは「島村」は誤りで「島森友吉」が正しい(前掲自由党史・下巻・一二二頁)。

(4) 小林は、後に七月七日の法廷で、強盗の犯意はなかつたことを主張している(明治十七年七月十三日・静岡大務新聞)。

(5) 旧刑法においては、二人以上の強盗で一人が見張をした場合、その者も強盗の共同正犯とされ(明治十七年十月十八日・大判)、また数人の強盗の内、一人が家人を殺害した場合、全員が強盗殺人とされて(明治十七年十一月十五日・大判)(日本刑法実用・明治二十一年・九一頁参照)。この法理によれば二人組以上の持兇器強盗の内、一人だけ兇器をもたなくても、その者も持兇器強盗の共同正犯である。したがって、山田の主張は、法律の適用上は意味がないが、情状酌量については多少の価値がある。

(6)(7) 故障申立の理由、会議局判決の内容は、申立書、判決書が伝わっていないので詳しくはわからないが、公訴状(明治二十年七月五日・時事新報参照)。また、この覆刻は、前掲静岡市史料第二九冊・二頁以下参照)末段の記述によつて、その概略を推測した。なお、予審決定言渡書は、前にも一言したごとく、前掲明治政史に覆刻されているが(大正十五年五月二十三日、二十五日、二十六日、二十七日・静岡新報)、この台本は、当時、鈴木辰三の所蔵していた謄本である。



- (8) 明治二十年六月十六日・静岡大務新聞。明治二十年第二期東京重罪裁判所は、裁判長が木原章六(東京控訴院評定官)、陪席は永井岩之丞(同前)、古宇田義鼎(同前)、書記は内田正雄(東京控訴院書記)、長谷川己喜馬(同前)という構成が同年四月二日に発令されて開かれていた(明治二十年四月三日・読売新聞)。治罪法によると、陪席は四名の管であるが(第七三条、明治十四年九月二十日・太政官布告第四六号で「分ノ内二名」と定められていた。なお、重罪裁判所は「控訴裁判所又は始審裁判所」で開かれるが(治罪法第七二条、東京のごとく控訴院(明治十九年五月五日・勅令第四〇号で控訴裁判所は控訴院となる)のある場所では、同院で開かれた。三カ月毎の開庁であるから(治罪法第七一条、一月、四月、七月、十月にそれぞれ一期から四期までの名称が附されて開かれ、その都度構成員が発令された。そして前期の審理が後期にまで及ぶ場合は「前期ノ事件トシテ審判結了ス」きものとされていた明治十六年一月十一日・司法省内訓第七一号)。静岡事件の場合、第二期重罪裁判所に公訴状が提起されたので、実際の公判は七月になったが(七月以降は第三期)、なお第二期重罪裁判所の審理として行われたのである。
- (9) 第三七八条 重罪裁判所長又ハ其委任ヲ受ケタル陪席判事ハ公訴状ノ送達アリタルヨリ二十四時ノ後書記ノ立会ニ依リ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問シ且弁護人ヲ選任シタリヤ否ヲ問フ可シ 若シ弁護人ヲ選任セサル時ハ裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所所属ノ代言人中ヨリ之ヲ選任ス可シ(下略)。
- (10) 明治二十年六月五日・静岡大務新聞。
- (11)(12) この二人の弁護人は、五月三十一日までに決定せず、七月二日の法廷で裁判長の職權で決まった(明治二十年七月五日・朝野新聞)。
- (13) 明治二十年六月八日・静岡大務新聞。
- (14) 同年七月五日・静岡大務新聞。
- (15) 七月八日の法廷で、真野、大畑、上原、室田、小林、前島の担当弁護人はそれぞれ無罪を主張した(明治二十年七月九日・東京日日新聞)。これに対し、検事は「従犯者の内、真野、小林、大畑、室田の四名は、到底免かれ難きも、前島格太郎の所為に至つては、疑はしき廉あるに付有罪無罪は裁判所の認定に任ず」(明治二十年七月九日・読売新聞)と述べている。なお、上原の齋藤方強盜に同行せずの主張(本稿一五頁所載犯罪一覽表参照)(明治二十年七月九日・静岡大務新聞)、また小山の齋藤方強盜並びに鈴木方強盜(本稿一五頁一六頁所載犯罪一覽表参照)に同行せずとの主張(本文に前掲の大審院判決文・本稿五二頁参照)などは、検事によつて一蹴されたものと思われる。
- (16) 上告年月日は明らかでない。なお、山田八十大郎、小林喜作も上告の意志があつたが、角田弁護人から慰留されたとも伝えられている(明治二十年七月十五日・朝野新聞、時事新報)。
- (17) 宮城浩蔵「日本治罪法講義」第一冊(刊年不明)・六一二頁。
- (18) 宮城・前掲書・六一四頁、井上操「治罪法講義」(明治十九年)・上巻・五一二頁。
- (19) 「法規分類大全」第一編・治罪門・刑事諸則・二〇一頁。

(20) (21) この伺いと内訓は、富岡門前警察署編「治罪法令訓集」(明治十六年)・一四三頁以下、「現行治罪法質疑録」(明治十六年)・九四頁以下。

(22) 明治十年頃までは、下級法令を以て上級法令の内容を変更することは、しばしば行われている(拙稿「明治六年太政官布告第六十五号の効力——最高裁判所判決に対する一異見——」本誌第三七卷一號・二三頁参照)。しかし、旧刑法、治罪法の施行以後になると、法令別の効力關係が認識されるようになり、そうした現象は逐次減少している。

(23) 井上・前掲治罪法講義・五一三頁。

(24) 「管轄違」を理由とする「故障」の中立である(治罪法第三三四条)。その裁判所の会議局がそれを棄却した場合は、さらに上告もできた(同前第二三六条二項)。

(25) 被告は「本案ノ裁判言渡アルマテ何時ニテモ管轄違」の「申立」ができた(同前第二七七条二項)。裁判所がそれを棄却した場合は上告もできた。その場合、弁論は停止されたのである(同前第二七八条)。

(26) 明治二十年七月五日・時事新報。

(27) 彼等の企図を、法廷の陳述を通じて社会に訴えるというのであれば、静岡よりも東京の裁判所の方が都合がよいことはわかるが、後に本文で述べるごとく、濫の主張はそうではないから、理由がわからない。東京の裁判所の方が早く審理が終ると考えたのか(被告を護送する手間はできるだけ省くとも省ける)、それとも、強盗の裁判ならば、故郷の裁判所よりも知らない土地の裁判所の方が、ていさいがよいと思つたのか、ともかく疑問としておく。

(28) 拙稿「自由党福島事件と高等法院」・本誌第三二卷一號・二七頁以下参照。

(29) 爆発物取締罰則の制定事情およびその意義について、私は近く本誌に別稿を発表する積りである。

(30) (31) 拙稿「自由党名古屋事件裁判考」・本誌第三六卷三號・四一頁以下参照。

(32) これに先立ち、静岡大務新聞は六月二十一日号にも「静岡強盗事件の公判」と題する社説を掲げ「常に自由主義に依て国家のために、力を尽さんとする所の有志者が、謂はれなく強盗を働き、其金金を以て徒に酒食に浪費するは豈に嘆はしき次第ならずや」と痛撃していた。

(33) 前掲小池勇白叙伝(一)・歴史評論昭和三十二年十月・八七頁。

(34) 氣田川(太田川のことか——手塚註)の上流に爆弾製造の小屋を作つていたが、塩酸加里的袋が下流で巡査に拾われ、発覚の危険が迫つたので、小屋を焼いて証拠を消したという記述がある(前掲国事探偵・明治十七年四月二十日、二十一日・都新聞)。なお、中野は逮捕前に、所持していた爆弾を地中に埋めて、証拠の湮滅を図つたともいわれている(田岡・前掲明治叛臣伝・一三七頁)。

(35) 爆発物取締罰則 第一条治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑ニ処ス 第三条第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供スヘキ器具を製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ重懲役ニ処ス

中野、足立、山田の行為が、第三条の「爆発物」の「製造」に該当するとすれば、重懲役である。ところが、中野、足立は数罪俱発の中、集団持刃器強盗で有期徒刑(旧刑法第三七八条第三七九条第六七条)に処せられているから、他にそれより軽い重懲役の余罪があつても、有期徒刑には影響はない。(旧刑法は数罪俱発の場合「一ノ重キニ從」う吸収主義を採つてゐる。第一〇〇条参照)(なお、この点は本稿四四頁参照)。山田の場合は、一回の集団持刃器強盗の見張役であつたためか、情状酌量<sup>二</sup>等減で輕懲役に処せられたのであるから、もしも重懲役の余罪があれば、酌量減刑に、若干の影響(酌量なしかあるいは一等減)があつたかと思われる。

(36) 明治二十年七月七日・静岡大務新聞。

(37)(38)(39) 明治二十年七月七日・時事新報。なお、前に述べたごとく、一部被告は無罪を主張したが(本稿五六頁註15・参照)、それについては、中野も特別に反駁しなかつた模様である。

(40) 明治二十年七月十二日・静岡大務新聞。

(41) 宮武外骨氏は「静岡事件の連累者として石川島監獄に居た平沢幸次郎と云ふ男が、『我々を強盗犯人として罰した政府の卑劣陰険は実に憤慨に堪へませぬ』と切齒して予に語つた事がある」(前掲明治密偵史・一九四頁)と述べているから、鈴木(音)の主張を支持した者もいたにちがいない。

(42) 前掲明治叛臣伝・一三九頁。

(43) 前掲自由党史・一二三頁―一二四頁。

(44) 伊藤・前掲全集第九卷・二九七頁、村本・前掲静岡事件。

(45) 明治二十年七月七日・時事新報。

(46)(47) 伊藤・前掲全集第九卷・二九六頁―二九七頁。

(48) 前掲明治政史・大正十五年三月十四日・静岡新報。宇佐美殺しの一件は、同新報の三月十四日、十六日(十五日は月曜日で明治政史は休載)の二回に書かれているが、十六日号は、葵文庫所蔵本が欠号のため、私は未見である。静岡県下各図書館に照会したが見当らないのは甚だ残念である。広く御教示を乞う次第である。

(49) 当時の警察の探偵はかならずしも常勤ではなく、その身分は雇が多い。静岡県警察本部の記録「警察官殉難記録」は、明治十二年以降、巡查以上の殉職者を網羅するが(明治時代だけで九名)、巡查以下の雇の記録はない。

(50) 前掲明治政史・大正十五年五月二十七日・静岡新報。

(51) 前掲明治政史・大正十五年七月一日・静岡新報。

(52) 金指銀行事件の翌朝、鈴木辰三が山田に宇佐美殺しの決意を告げたという記事もある(前掲明治政史・大正十五年四月十五日・静岡新報)が、もしそうならば、宇佐美殺しは十七年十二月末以降のことになり、夏の出来事とすれば十八年の夏であつたとななければならぬ。十七年

か十八年か、いずれとも断定はできないが、本文では一応「十七年の八月半ば」（前註48・参照）という記述に従つた。なお、明治政史には矛盾撞着の記述があり、この問題もその一例である。

(53) 「宇佐美探偵」（名は不詳）が、せめて実在したかどうかを確めたいと思ひ、私は静岡全市約百七十軒の寺院に、過去帳から「宇佐美」なる男の調査を依頼したり、また私自身、静岡市役所で、除籍簿により明治十七、八年頃に死亡した宇佐美姓の男を調べる作業も試みてみたが、全て徒勞に終つた。その間、静岡新聞の滝静雄氏、葵文庫の滝嘉三郎氏、磯田秀治氏、市史編纂室の安本博氏、的場政幸氏、日刊静岡の竹内啓祐氏、静岡郷土史家村本喜代作氏、市役所嘱託鈴木雄蔵氏、静岡史談会桜井信太郎氏等、多くの方の御援助をうけた。ここに記して厚く御礼申上げたい。

(54) 前掲明治政史・大正十五年六月二日・静岡新報。

(55) 湊、中野、山田らが、とくに鈴木（辰）と宮本の行為をかばつたのは、彼等との交遊事情によるのか、それとも自分達も殺人事件にならぬかの関係があつたのか、その辺のことは何とも推測できない。また、鈴木（音）が、裁判の遅延覚悟で敢て国事犯の主張をしたのは、殺人事件を知らなかつたのか、それとも知つていても、それが暴露しないことを予想したためか、そのこともわからない。

(56) 前掲明治政史・大正十五年六月九日・静岡新報。

(57) 上告申立書に追加する書類である（治罪法第四二三条）。

(58) 註9・参照。

(59) 真野は弁護士を選任しなかつたようである。真野の刑は軽罪の刑（重禁錮）であるから、上告において、かならずしも弁護士は必要でない（治罪法第四二一条第四二六条）。

(60) 公判始末書は、裁判所書記が作成する公判の記録（治罪法第三一七条以下）で、判決原本と共に検事局が保管した。すでに本文で述べたごとく静岡事件の公判始末書は、他の裁判関係文書と共に戦災によつて失われたのである。

(61) 井上・前掲治罪法講義・上巻・六一二頁。

## 四　　む　　す　　び

以上が静岡事件裁判の概況であり、それを巡る重要な問題点は、一応検討した積りである。その裁判を一言で批評すれば、まことに平坦であつたといわざるをえない。飯田事件、福島事件の裁判の場合、法廷において被告達が堂々たる所信を述べ、いかにも国事犯らしい裁判であつた。それに反し、静岡事件の場合、表面にあらわれた罪状が破廉恥罪であつたため

とはいえ、終始全く迫力を欠いていた。自由党関係の裁判事件で、これと類似するものに、名古屋事件の裁判がある。これも表面的には破廉恥罪であつたが、それでも法廷において被告の一部が、国事犯的主張を述べはじめ、一派の所信を披瀝せんとしたところ、裁判長、検事から制止された記録がのこつて<sup>(1)</sup>いる。ところが静岡事件の場合は、そうした主張も被告間の制約によつて取り下げられたところに、他の自由党関係事件の裁判にみられない特徴がある。その原因こそ、いまなお謎につつまれている宇佐美殺害事件であつたというのが、私の推論である。

なお、前掲明治政史には、従来の静岡事件関係文献にはみられないいくつかの新事実を述べているが、その中の一つに、一派の同志であつた荒川高俊が、島村という仮名で、北海道の集治監に看守として就職、服役中の同志の世話をした一件がある。<sup>(2)</sup>しかし、これは同じく同志の一人荒川太郎の間違いであることを附言しておく。<sup>(3)</sup>

(1) 拙稿・前掲名古屋事件裁判考・本誌第三六卷三号・四八頁。

(2) 前掲明治政史・大正十五年六月十二日・静岡新報。旭川刑務所に保存されている旧集治監関係の職員「任免簿」によると、島村姓の看守は、明治十六年七月から二十三年十月まで在職した島村忠政がいるが、時期的にみて別人と思われる。調査していただいた所長木村達重氏の御好意を感謝したい。

(3) 供野外吉氏の御教示によると、空知集治監(二十年一月以降監獄署と改称)所在地の市来知村戸長役場寄留簿に、「名古屋区東橋町三二番地定英長男荒川太郎」が「明治二十二年九月五日空知監獄署合宿寄留届出。明治二十三年一月二十一日退去届出」の記載がある。監獄署の合宿に寄留したからには、その職員であつたのはたしかであるが、看守か押丁かその他の職員かは明らかでない。供野氏の御配慮を感謝したい。

後記 本稿起草に際し、資料の点で最高裁判所首席調査官中野次雄氏の御配慮を得た。ここに記して厚く御礼申上げたい。

(三月二十九日稿)